[霧島市集中改革プラン 平成20年度進捗状況]

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
1	事務改善の推進（住民サービスの向上）	窓口業務等の充実	実施	準備・協議	一部実施・協議	→	→	→	○	窓口業務の充実を行い、住民サービスの充実を図る。 昼間窓口取扱業務の開放については、住民票発行業務、税の収納、国保関係、福祉関係において実施する。 コアよかにおいて休日及び17時以降において住民票の発行、収納関係事務を行っている。なお、パスポート発給事務については、H20.4から実施。 住民基本台帳の届出の関係については住民移動届けが多い3月4月の繁忙期において実施する。 ワンストップについては、今後の組織改正と併せて検討する。	○住民異動の繁忙期における取り組み ・3月末1週間及び4月初頭1週間の来客処理件数　268件（市民窓口関係） ○コアよかの取扱実績 ・証明等9,457件　・収納5,297件　・パスポート（申請、交付）4,241件		行政改革推進課 窓口関係課
2	事務改善の推進（住民サービスの向上）	フロアマネージャー制度の導入	実施	準備	準備・実施	実施			○	第3期試行を平成20年1月7日から9月18日まで実施。 今後の制度実施については、現在案内業務を行っている総合案内に本業務も含め、可能な範囲での記載支援を含めた総合的支援を行っていくこととなった。（今後は管財課で対応。平成21年1月から現在の2名体制を3名体制にし、業務を実施。）	[第3期試行の実績] ○実施期間：平成20年1月7日～平成20年9月18日 ○対象職員：係長以下の職員、総合案内職員 ○一人当たりの平均対応件数：午前18件、午後17件 ○最も対応件数が多い時間帯：月曜日の午前 ○案内内容：税証明、ATM、ごみ出しカレンダーの配付場所、エレベーター等の場所案内、記載支援など。		行政改革推進課
3	事務改善の推進（住民サービスの向上）	市民便利帳の改訂	実施			実施			×	今回の市民便利帳は広告収入により作成するという方針に基づき、共同発行業者の募集・選定を行った。 （H20.12.25サイネックスと協定調印） 掲載する行政情報は、関係各課に照会し電子データを業者に提供した。 21年度当初の配付に向け、内容校正、広告業者審査等の作業を進めた。	H21.5.22　成果品納品。 市民へは業者より、1ヶ月ほどかけて市内全戸配付。	当初、年度内配付予定であったが、組織、事業内容等、新年度の内容で年度当初発行するとの方針が出たため。	行政改革推進課
4	事務改善の推進（住民サービスの向上）	保育園空き情報の提供	実施	一部実施	→	→	→	→	○	・グループウェアの部門フォルダ内のファイルで空き情報を管理し、随時変更することで、保育所担当者（支所も含む）が市内32園の保育所の空き情報を把握し、電話等による問い合わせには随時情報を提供した。 ・ホームページによる情報提供については、他自治体の掲載方法を調査し協議、検討中。	・市内の保育所の空き情報を保育所担当者が共有することで、入所希望者に対する円滑な情報提供が行なわれた。		児童福祉課
6	事務改善の推進（住民サービスの向上）	公の施設の休館日の見直し	実施	一部実施	準備・実施	→	→	→	○	・公募による指定管理者制度導入施設については、平成20年度より霧島市指定管理者運営協議会の中で、特に体育施設について調整がなされた。4月より実施している。 ・直接指定による指定管理者制度導入施設については条例に則り運営されている。 ・市の直営施設については条例どおり運営している。	・国分運動公園の実績（対前年比　利用者数ベース100.77%、利用料金ベース120.03%） ・国分プールの実績（対前年比　利用者ベース102.40%、利用料金ベース102.31%）		行政改革推進課 施設担当課
7①	事務改善の推進（住民サービスの向上）	コンビニ収納を含む各種収納方法の検討・導入（市税等）	実施	調査研究	準備	一部実施・準備	→	→	○	軽自動車税以外のコンビニ収納の実施について歳入対策本部で検討した。	平成21年度に電算システムの改修をおこない平成22年度から実施することを決定した。		収納課
7②	事務改善の推進（住民サービスの向上）	コンビニ収納を含む各種収納方法の検討・導入（住宅使用料）	実施	協議	方針決定・一部実施	→	→	→	○	コンビニ収納システム導入を前提に検討を行った。（関係課等との調整）	平成22年度実施へ向けた方針を決定した。		建築住宅課
7③	事務改善の推進（住民サービスの向上）	コンビニ収納を含む各種収納方法の検討・導入（保育料）	実施	協議	方針決定・一部実施	→	→	→	○	・担当課職員から成るコンビニ収納に係る検討会を4回開催（7月16日、8月8日、10月17日、11月7日開催）し、コンビニ収納導入における様々な検討を行った。 ・市民サービスセンター(コア・よか)における保育料収納業務を行っている。	・コンビニ収納導入についての方向性が決定された。 ・市民サービスセンター（コア・よか）による保育料収納業務により多様化する市民生活に対応した納付環境が整備された。（4/1～3/31実績：納付件数389件、保育料収納額8,236,830円）		児童福祉課
8	事務改善の推進（住民サービスの向上）	申請書等への押印見直し	実施	調査	準備	→	実施		×	各課に対して20年度の取り組み及び今後見直すべき申請書の有無について調査を行った。	押印廃止を行った申請書 ・霧島市紹介ビデオ貸出申請書（広報広聴課） ・霧島市最終処分場利用申請書（衛生施設課）	実施主体である各担当課での十分な取り組みがなされていなかった。	行政改革推進課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
9	事務改善の推進（住民サービスの向上）	市内サイン（道路案内板等）の充実・見直し	実施		協議・調査	実施	→	→	○	平成19年度調査の未設置分15箇所の設置を行った。 なお、21年度も地区自治公民館長に対し追加希望調査を行ったが、要望は出されなかった。	地区自治公民館長調査による案内板必要箇所については、設置を完了した。		行政改革推進課 関係課
10	事務改善の推進（住民サービスの向上）	庁内案内板の工夫	実施		準備	実施			○	国分シビックセンター正面玄関付近及び総合案内前の庁舎案内板に、立て看板式の各課等の50音順の案内板を設置した。	これまで来庁者が目的の課等へ行くために各階の案内板で探していたのが、課等が目前に立て看板式で50音順に並べてあることにより目的の課等を探しやすくなったと推測される。		管財課
11	事務改善の推進（住民サービスの向上）	権限移譲による業務の拡大	実施	実施	→	→	→	→	○	移譲項目について各事務担当課と協議し、また行革3市連絡会（霧島市、薩摩川内市、鹿屋市）での調整も図りながら、平成21年4月1日からの権限移譲の検討を行った。	（平成21年4月1日からの移譲項目） ・農地等の権利移動の許可、農地転用の許可、農業会議への意見聴取等 ・特定工場に関する届出の処理、着手期間短縮承認		行政改革推進課
12	事務改善の推進（住民サービスの向上）	ベンチマークの導入	実施		準備	→	→	→	○	都市自治体間で共通する事務事業や施策のベンチマークを支援している都市行政ネットワーク会議に加入し、8分野20事業を対象に本市のデータを送った。 ①成人健康診査事業 ②妊婦・乳幼児健康診査、予防接種事業 ③市町村国保事業 ④保育所サービス ⑤学童保育サービス ⑥介護保険事業 ⑦スポーツ施設管理運営事業 ⑧図書館サービス ⑨公民館活動 ⑩文化会館管理運営事業 ⑪博物館・美術館等管理運営事業 ⑫市道整備・維持管理事業 ⑬消防・救急事業 ⑭水道事業 ⑮汚水処理施設管理運営事業 ⑯ごみ収集・処分サービス ⑰情報公開事業 ⑱届出・証明サービス ⑲男女共同参画社会づくり ⑳国際化対応事業	上記20項目について分析結果が行われ、平成21年5月に報告書が届いた。 ※平成21年6月23日に分析結果報告会を開催する。		行政改革推進課
13	事務改善の推進（住民サービスの向上）	議会の一般質問及び答弁のホームページにおける公開	実施	一部実施	→	→	→	→	○	議会の一般質問及び答弁のタイムリーな公開は、別途計画中であったインターネットによる本会議のライブ中継・録画中継により実現した。平成20年6月議会からスタートした。 また、会議録のホームページ上での公開も、「会議録検索システム」を導入し，平成20年11月からスタートした。	インターネットによる本会議のライブ中継・録画中継の実施を平成20年6月議会から稼働をはじめた。業務委託料は2，394，000円。なお，H20．6月～H21．3月までのアクセスは9，661件であった。 会議録検索システムは平成20年11月から稼働した。業務委託料は619，290円。なお，H20．11月～H21．3月までのアクセスは1，199件であった。		議事調査課
14	事務改善の推進（住民サービスの向上）	相談窓口の集中化	検討↓実施		方針決定	準備	→	実施	○	霧島市相談業務連絡協議会を本年度に設置して検討を進めている。	霧島市相談業務連絡協議会において、窓口関係課の現状について確認できた。		行政改革推進課 相談窓口主管課
189	事務改善の推進（住民サービスの向上）	保健福祉総合相談員の配置	実施			協議・方針決定	実施		○	相談窓口には実務経験豊富な県職員のOB等を保健福祉総合相談員として配置する必要があることから、勤務条件等設置に向けた方針を決定した。	保健福祉部関連の相談窓口を設けることにより、市役所を訪れた住民に対し、窓口の案内業務や申請書等の記載支援、またどの課が対応すべきを即座に判断することができ、効率的な窓口サービスが提供できる。		保健福祉政策課
15	事務改善の推進（住民サービスの向上）	コールセンターの開設	検討	調査研究	→	→	方針決定		○	・地方行財政調査会のコールセンター開設状況調べへ回答 ・平成20年12月、鹿児島市の利用状況、及び、利用者満足度調査結果の収集、意見聴取。	・都市のコールセンター開設状況を把握（平成20年9月） ・鹿児島コールセンターの実績を把握（平成20年11月）		行政改革推進課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
17	事務改善の推進（住民サービスの向上）	メルマガの配信 （ホームページ、携帯電話）	検討 ↓ 実施	協議	方針決定	準備	実施		○	メールマガジンによる情報提供サービスを行っている自治体を調査。サービスの形態には、行政からのお知らせを定期的に情報発信するものから、観光・生活・防犯など、分野別に情報発信するものなど様々な形態があり、既に本市で運用しているホームページの携帯サイトを含め、霧島市地域情報化計画に基づき、メールを活用した情報発信の方法を関係課と調整し、システム構築の必要性とともに引き続き検討している。	メールマガジン等による情報サービスを行っている自治体を調査。導入に向けての具体的な検討作業に着手。		広報広聴課
18	事務改善の推進（住民サービスの向上）	施設予約状況のネット閲覧	検討		協議	→	方針決定		×	施設予約システム導入に係る課題等についての検討の実施	＜施設予約システムの課題等＞ ・インターネットの接続環境のない市民やパソコンが使いこなせない市民の施設利用に対する不平・不満等への対応 ・インターネットでの申込とそれ以外での申込の調整 ・施設予約システム導入に係る指定管理者との連携 ・関係課との調整	・主担当課の変更等により、引継ぎがうまくいかなかった。 ・課題等への対応にさらに検討が必要になった。	保健体育課 生涯学習課
19	事務改善の推進（住民サービスの向上）	公の施設へのホームページ閲覧用パソコンの設置	検討		協議	→	方針決定		○	公開端末を設置している先進地の運用状況の調査。			情報政策課
20	事務改善の推進（住民サービスの向上）	議会のインターネット中継の導入	検討 ↓ 実施	協議	方針決定	実施			○	平成２０年６月議会から、インターネットによる本会議のライブ中継・録画中継をスタートした。	インターネットによる本会議のライブ中継・録画中継の実施を平成２０年６月議会から稼働をはじめた。業務委託料は２，３９４，０００円。なお，Ｈ２０．６月～Ｈ２１．３月までのアクセスは９，６６１件であった。		議事調査課
22	事務改善の推進（事務の効率化）	財務会計システムの見直し	実施				実施						財政課
23	事務改善の推進（事務の効率化）	グループウェアシステムの機能充実	実施	実施	→	→	→	→	○	合併時から導入しているグループウェアシステムを有効活用し、共有施設（会議室・公用車等）の利用及び職員間の情報共有が図られている。	グループウェアシステムの有効活用が図られた		情報政策課
24	事務改善の推進（事務の効率化）	OA機器の更新・見直し	実施		協議 ・ 方針決定	実施	→	→	○	平成14・15年度に配備したパソコンのうち、基幹系業務で使用しているWindows2000のもの（112台）を入れ替えた	年次的な機器の入替		情報政策課
25	事務改善の推進（事務の効率化）	職員提案制度の導入・事務の改善運動	実施	準備	→	実施			×	○職員提案制度の導入 　平成21年2月に試行的実施を検討したが、周知期間及び募集期間が短いことから平成21年度に行うこととした。 ○事務の改善運動 　１，１１５の事務事業について評価シートを作成し、それぞれ改革改善案を作成した。		○職員提案制度の導入 　提案制度の詳細な検討作業が遅れたため。 ○事務の改善運動 　改革改善案の集約及び進行管理を行っていないため全庁的な取組みとすることができなかった。	行政改革推進課
26	事務改善の推進（事務の効率化）	公用車管理の見直し （集中管理、分散管理等）	実施	準備	→	実施			×	公用車の有効活用を図るため、本庁の車のなかでグループウェア（GW）に掲載可能なものがないか各課等の担当者と協議を行い、貸出可能な公用車を平成21年度にGWに掲載する。なお、隼人庁舎及び各総合支所の公用車は現状どおり分散管理することになった。また、平成20年度第2回歳出対策本部において、平成21年度に管財課で公用車の「配置計画及び更新計画」を作成することとした。		公用車の運用（管理）について必要となる「配置計画及び更新計画」が作られていない。 各課等が所管する公用車の保有状況及び貸付可能な車の集約に時間を要した。	管財課
28	事務改善の推進（事務の効率化）	各種審議会等設置のあり方見直し	実施	実施	→	→	→	→	○	審議会の設置及び廃止の際には、行政改革推進課に合議することとしており、設置課での判断に加え、行政改革推進課でも精査できるようにしている。 しかしながら、行政改革推進課に合議がなされていないものもあり、把握に苦慮している。			行政改革推進課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
30	事務改善の推進（事務の効率化）	関平鉱泉所の運営	実施	実施	→	→	→	→	×	(仮称)関平鉱泉所運営検討委員会の下地作りとして、部長、次長、課長、所長、副所長、コンサルタントをメンバーとした経営戦略会議を月1回以上実施した。また、職場の環境改善、売上増加のために、職場会議を2ヶ月に1回実施し、販売環境の向上に努めた。なお、企業会計への移行については、費用対効果等を比較検討し、消費税等が課税対象となるため現行の一般会計で経理事務を行うこととした。	関平鉱泉所運営検討委員会の下地作りとして、部長以下で経営戦略会議を月1回開催した結果、一年ずれこんだが、21年度5月には市内識見者等を交えた関平鉱泉所経営検討会議を開催し、今後の方向性を模索できる。このように売上が落ち込む中でも関平鉱泉水販売の利益率を確保するため、歳出予算を圧縮した結果、積立金（関平鉱泉所整備基金）は、これまで以上に順調に積み立てられた。	(仮称)関平鉱泉所運営検討委員会の下地作りとして、部長、次長、課長、所長、副所長、コンサルタントをメンバーとした経営戦略会議を実施したため。	観光課
31	事務改善の推進（事務の効率化）	電子決裁の導入	検討		協議	方針決定			×	10/17　財務会計システム、電子決裁のデモ実施（公民館大会議室）		電子決裁の導入に対する具体的な検討会を開催しなかった。	財政課・総務課 行政改革推進課 情報政策課
32	事務改善の推進（事務の効率化）	遠隔会議システムの導入	検討		協議	方針決定			×	テレビ会議システムを導入している先進地へ運用状況等の調査。		職員へのアンケート調査等が進まず、システム導入の可否を決定できなかった。	情報政策課
33	事務改善の推進（事務の効率化）	意見・要望等のデータベース化	検討	協議	→	方針決定			○	平成20年度中にご意見・要望等データベース化構築を検討した結果、現在職員で利用しているグループウェアシステムを活用することとした。 具体的には、市民等から寄せられた意見・要望等を表計算ソフト（エクセル）、文書作成ソフト（ワード）に入力し、グループウェアのライブラリに登録し、それを利用する方法で実施することとした。	市民等から寄せられた意見・要望等の内容（情報）を職員間で共有化することで、関係課だけでなく、関連するすべての部署でそれらの意見を把握し、市政推進に活用することができる。		広報広聴課
34	事務改善の推進（事務の効率化）	給食事業（自校方式、給食センター方式）の見直し	検討	協議	→	→	方針決定		○	・　関係センターから国分地区上場4校（塚脇小、平山小、川原小、木原小・中）への給食配送の可能性 　について、実態調査を実施（関係センター・学校からの聞き取り、配送ルート・所要時間の実測等） ・　関係センターから国分地区上場4校へ配送する場合と国分地区上場4校の給食施設改修を行う場合 　の経費等の比較検討の実施 ・　H21．2．6　学校給食運営審議会を設置（委員15名） ・　H21．2．6　第1回学校給食運営審議会を開催し、国分地区上場4校への給食供給方式についての 　改善案を提示し、意見交換を実施 ・　H21．2．16 定例教育委員会において、第1回学校給食運営審議会の内容を報告	＜実態調査等の結果＞ ・　福山給食センターから国分地区上場4校への給食配送が可能である。（配送ルート・所要時間等） ・　福山センターから国分地区上場4校へ配送する方が、国分地区上場4校の給食施設改修を行うよりも 　経費等の負担が少ない。 ＜学校給食運営審議会の意見＞ ・　食育という視点から、もう少し検討が必要である。		保健体育課
35	事務改善の推進（事務の効率化）	市に事務局がある各種団体のあり方見直し	検討	調査	協議	→	→	→	○	関係各課に対し、事務局を団体自身で行うべきものについてはそのための計画を作るよう、また市で行うべきものについてはその理由を明確にするよう、照会を行った。			各種団体関係課
36	合併後調整項目の調整	分別収集補助金の見直し	実施	準備	→	実施			○	本市の全自治会を対象に補助金を交付した。 ［平成20年度の実績］ 国分地区（308自治会）4,157,000円、溝辺地区（158自治会）1,529,800円、横川地区（78自治会）952,950円、　牧園地区（43自治会）1,410,650円、霧島地区（35自治会）810,400円、隼人地区（208自治会）6,279,350円、福山地区（31自治会）1,064,900円　　合計（861自治会）16,205,050円	かねてより、ごみ置場の適正管理やごみの分別収集・適正排出・減量化及び再資源化の推進に尽力している自治会に当補助金を交付し、自治会活動を支援することにより、今後も地域（自治会）と一体となった効率的な廃棄物行政を推進でき、合わせてコスト節減等にもつながり循環型社会形成に寄与するものと考えられる。		環境衛生課
37①	合併後調整項目の調整	市税等の統一（法人市民税）	実施	準備	→	実施			○	平成20年4月1日以降に決算を迎える各事業所に対して、申告書を送付する際に、税率統一（均一課税）についての説明書を同封し、注意を呼びかけた。また、税理士等からの問合せ時にも、税率統一について説明を行った。	平成20年度から全市域において、法人税割税率を14．7%に統一した。 H18年度　H19年度　H20年度 税率14.7%の法人数　1,309　1,376　2,452 税率12.3%の法人数　1,115　1,067　0 合　計　2,424　2,443　2,452		税務課
37③	合併後調整項目の調整	市税等の統一（都市計画税）	検討	協議	→	→	→	→	○	「都市計画マスタープラン」策定に着手した。	「都市計画マスタープラン」策定の中で市民アンケートを行ない都市計画税について市民の考え方を調査した。		税務課 都市整備課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
39	合併後調整項目の調整	住宅使用料の調整	実施	準備	→	→	実施		○	国の法改正内容を住宅担当会にて，共通理解し，各住宅ごとの家賃算定方式を検討した。	住宅使用料の調整が行われた。		建築住宅課
40	合併後調整項目の調整	下水道使用料の統一	実施	準備	→	→	→	実施	○	①国分隼人地区と牧園地区の下水道使用料に関係する有収水量や従量区分毎の使用量のデータ収集分析及び各地区の使用料単価のシュミレーション ②合併後に使用料を統一した九州内の公共団体からの具体的な事務作業の情報収集 ③使用料統一に伴う電算システムのカスタマイズの見積もり徴収 ④水道課との電算システムのカスタマイズについての協議	①データ収集及び分析ができた ②九州内の3市より使用料統一に係る事務作業の情報収集が出来た ③見積書徴収済 ④水道課と2回の協議済み		下水道課
41	合併後調整項目の調整	水道料金の改定	実施	準備	→	→	→	実施	○	霧島市水道事業及び簡易水道事業並びに工業用水道事業の適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るため、霧島市水道事業及び簡易水道事業並びに工業用水道事業運営委員会設置規程を設けた。(平成21年3月1日施行)			水道部管理課
43⑦	合併後調整項目の調整	各種イベント･行事の見直し(隼人夏祭り旗少年サッカー大会)	実施	準備	→	統合			○	隼人夏祭り総踊り･花火大会に付随する事業であり、隼人夏祭り総踊り･花火大会が開催されなかったため、他地区のサッカー大会と合同で合同で開催されるようになり、隼人夏祭り旗サッカー大会は廃止された。	他のイベントと統合した。		観光課
43⑧	合併後調整項目の調整	各種イベント･行事の見直し(隼人夏祭り総踊り･花火大会)	実施	準備	→	統合			○	隼人夏祭り総踊り･花火大会と霧島市国分納涼花火大会の統一に向けて協議を行ったが、20年度は霧島市誕生3周年記念花火大会開催のため、隼人夏祭り総踊り･花火大会は中止し、霧島市誕生3周年記念花火大会実行委員会に参画し、同大会を開催した。	他のイベントと統合した。		観光課
43⑨	合併後調整項目の調整	各種イベント･行事の見直し(霧島市国分納涼花火大会)	実施	準備	→	統合			○	隼人夏祭り総踊り･花火大会と霧島市国分納涼花火大会の統一に向けて協議を行ったが、20年度は霧島市誕生3周年記念花火大会開催のため、霧島市国分納涼花火大会は中止し、霧島市誕生3周年記念花火大会実行委員会に参画し、同大会を開催した。	他のイベントと統合した。		観光課
43⑩	合併後調整項目の調整	各種イベント･行事の見直し(成人式)	検討	協議	→	→	方針決定		○	5月29日の担当者会で、本年度1回目の検討会を実施したが、参加者の希望によれば今のところ合同開催は困難と思われるが、今後検討を重ね今年度中に結論を出す予定。	市としては、一本化した方が経費や事務量の点で好ましいと思われるが、参加者にとっては、会場が1箇所になることで、様々な弊害も予想される。		生涯学習課
44	合併後調整項目の調整	コミュニティバス事業の見直し	実施	準備	→	実施			○	平成20年4月から「ふれあいバス」として、コミュニティバスの新たな運行を開始した。 ※運行開始後も、霧島市地域公共交通活性化協議会等で検証を行っている。 ○霧島市地域公共交通活性化協議会(霧島市地域公共交通会議と構成員は同じ) 溝辺、福山ふれあいバスについては、国庫補助を受けて実証運行を行っており、評価を行う。 ・平成20年10月16日、平成21年1月22日 …検証等に基づき、運行の見直しも行った。 ＊コミュニティバス検討委員会やコミュニティバスワーキング会議でも運行の振り返りを行った。 ・コミュニティバス検討委員会…平成21年1月9日、3月23日 ・コミュニティバスワーキング会議…平成20年5月21日、10月31日、12月18日、平成21年1月28日	ふれあいバスを運行することにより、鉄道や路線バス等の公共交通が整備されていない地域(交通区空白･不便地域)の方々の交通移動手段の確保や改善を図り、利便性を図った。		企画政策課
45②	合併後調整項目の調整	公共的団体等の統合(衛生普及会)	実施	準備	→	実施			○	平成19年8月17日に第1回霧島市環境保全協会合併準備会を開催したのを契機に、以降、3回にわたる合併準備会の開催を行い、目標達成に至った。当該合併準備会については、旧1市6町に所在していた各衛生自治団体の会長･副会長、及び各総合支所の関係課長で構成。	平成20年2月25日に市長立会いのもと、合併調印式を終え、予定期日の平成20年4月1日に合併し、平成20年5月26日に第1回総会を開催。		環境衛生課
45③	合併後調整項目の調整	公共的団体等の統合(国際交流協会)	実施	協議	方針決定	実施			○	平成20年4月7日、霧島市国際交流協会が発足し、目標を達成した。	国際交流協会において、アメリカ、マレーシア、ラオスへの中高生を派遣し、交流を深めた。		企画政策課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
45④	合併後調整項目の調整	公共的団体等の統合（観光協会）	実施	準備	→	→	実施		○	平成21年4月1日観光協会の合併を目指して、平成20年10月15日に基本合意を締結し、合併協議会を7回開催した。	平成21年4月1日観光協会の合併に向けて、事務所の位置、理事の数、会員の取扱い等について各観光協会の同意を得て、全ての準備が整った。		観光課
45⑧	合併後調整項目の調整	公共的団体等の統合（霧島市酪農振興会（仮称））	実施	方針決定	準備	実施			○	平成20年4月より霧島市酪農振興会を設立し、事業等を行っている。	会員相互の連携の強化が図られた。 酪農振興の為の事業、研修等が実施できた。		農政畜産課
45⑨	合併後調整項目の調整	公共的団体等の統合（森林組合）	検討	協議	→	→	協議・設置	協議	○	姶良流域研究会が休止したものの、森林組合長レベル（小員会）で協議を行なった。	森林組合長レベル（小員会）で協議を行い、推進協議会発足についても検討された。		林務水産課
45⑩	合併後調整項目の調整	公共的団体等の統合（土地改良区）	検討	協議	→	一部実施・協議	協議	→	×	20年4月1日より市成吉沢土地改良区と合併した宮内原土地改良区が本格的に活動を開始した。 20年11月11日に霧島市土地改良区連絡会を行い情報交換を行った。	統合を進める上での調整等に関する協議が進まなかった。	各土地改良区において組織の規模・賦課金・維持管理の考え方等に相当の違いがあるために統合を進める上でこれをどのように調整するか協議が進まない。	耕地課
46	合併後調整項目の調整	消防団の組織の見直し	実施		準備	実施			○	消防団三役においては、全体の訓練や霧島市を代表する会議等出席を依頼している。各地区で発生している火災や行方不明捜索活動等には、各方面隊長が指揮を執り、統一を図っている。	各地区での災害出動や訓練等において、方面隊長の指揮の元、スムーズな活動が行われている。消防団三役においては、合同訓練等巡視を行い、講評を頂いている。		消防局警防課
47	合併後調整項目の調整	ケーブルテレビ事業の見直し	検討		協議	方針決定			×	情報政策課、溝辺総合支所地域振興課で協議を3回（4/16,4/24,5/1)行った。 内容としては、アナログ基本放送を有料化とした場合の問題点、課題、金額、開始時期。 また、霧島市顧問弁護士に出向き、アナログ基本放送が有料化となった場合の課題、問題点等についてご教示いただいた。		霧島市顧問弁護士にご教示いただいたアナログ基本放送が有料化となった場合の課題、問題点等について、検討する必要があり慎重でかつ十分な時間が必要である。	溝辺・地域振興課
49	各種事務の一元化に向けた検討	入札・契約事務の一元化	実施	協議	→	方針決定	実施		×	入札・契約事務の一元化が可能かどうか、職員の配置等を含めて検討を行った。		入札・契約は職員で対応せざるを得ないため、現在の職員数で一元化できるか、さらに検討が必要。	管財課 契約課
50	各種事務の一元化に向けた検討	文化事業・各種講座・スポーツ教室のあり方の見直し	実施	準備	→	一部実施	→	→	○	勤労青少年を対象とした各種講座・教室について、教育委員会において平成20年度から一元的に開催した。また、同じく商工労政課で開催している働く女性を対象とした各種講座・教室については、一元的に開催した場合の問題点を検討し、平成19年度に一元的開催は不可と決定した。	勤労青少年育成事業費に係る平成19年度当初予算ベースの3,898,000円が平成20年度は不要となった。		商工観光政策課 保健体育課 生涯学習課 文化振興課
186	各種事務の一元化に向けた検討	保健センターのあり方見直し	検討		協議	方針決定			○	平成19年9月～11月に各総合支所の保健センター利用状況調査を実施した。 平成20年8月8日、本庁支所連絡会において保健センターのあり方、保健師の配置についての検討を行い、平成21年度からの対応を協議した。	・保健師業務の量と質の標準化を図るため、H21年度からは、すこやか保健センター・本庁に部分集約された。（支所を保健師1名、嘱託保健師か嘱託看護師を1名の2名体制とし、支所の健診等には、すこやか保健センターから出向く。） ・保健センターのあり方については将来的には、保健師を1ヶ所に集約し各総合支所の保健センターに出向いて健（検）診や相談等を実施する。		健康増進課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
54	アウトソーシングの推進	事務事業及び公の施設等の仕分けを行い民間委託等が可能と判断されるものについては、アウトソーシングを積極的に推進する。	実施	一部実施	計画策定	実施	→	→	○	平成19年度に『霧島市アウトソーシング推進指針』を策定し、霧島市行政改革大綱を受けての事務事業のアウトソーシングに向けて具体的、且つ、積極的に推進していく体制が確立できた。この指針を受けて、「民営化」・「民間委託」・「PFI」・「公益活動市民団体との協働」等については事業毎に個別で取組みを進めているところである。	○指定管理者制度実績、3施設（累計150施設） ○PFI⇒ＰＦＩ運用指針策定（企画政策課）		行政改革推進課
55	アウトソーシングの推進	指定管理者制度の推進	実施	実施	→	→	→	→	×	・天降川地区共同利用施設、浜之市ふれあいセンターについては、指定管理者制度導入へ向けて公募を実施した。 ・天降川地区共同利用施設に利用料金制度を導入すべく条例の一部改正をした。 ・働く婦人の家、国分障害者福祉体育館については、引き続き管理基準の見直しを検討し制度導入を検討（福祉事務所） ・公営住宅については、制度導入に向けて条例の一部改正を引き続き検討中（建設部） ・地区公民館（26館）については、教育委員会内の管理部会で指定管理者制度は導入しない方針を決定（教育委員会） ・保育園⇒（仮称）霧島市立保育園あり方検討委員会へ諮問の予定（保健福祉部） ・老人ホーム⇒（仮称）霧島市立養護老人ホームあり方検討委員会へ諮問の予定（保健福祉部）	・浜之市ふれあいセンターの指定管理者を指定した。（商工観光部） ・障害者福祉作業所2館の指定管理者を指定した。（保健福祉部）	・市営住宅への指定管理者制度導入については、制度導入までに調整すべき事項が多く、来年度へ向けて引き続き検討。 ・天降川地区共同利用施設は使用料で公募を実施したが、指定管理者に相応しい団体を選定するに至らなかった。利用料金制度導入の必要性がある。	行政改革推進課 施設担当課
56	アウトソーシングの推進	PFI手法の活用	実施	準備	実施	→	→	→	×	１９年度策定予定だった、霧島市ＰＦＩ導入基本指針の策定が遅れ、２０年度に取り組みをした。	霧島市ＰＦＩ導入基本指針を策定した。	霧島市ＰＦＩ導入基本指針の策定が遅れた。	企画政策課
57	アウトソーシングの推進	市場化テストの導入	実施	調査研究	準備	→	実施	→	×	・市町村の出張所、連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は、民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について（内閣府　公共サービス改革推進室）調査研究 ・自治体市場化テストの制度設計と運用、自治体市場化テストとこれからの自治体のあり方（第一法規）調査研究 ・市場化テスト、制度設計・導入手続きの仕組みとポイント（市場化テスト推進協議会）調査研究		国の市場化テスト法が施行されたばかりであり事例が少ない。市場化テストの対象事業と市への影響が大きい。公共サービスの質を計測する基準が求められる。	行政改革推進課
58	公の施設等のあり方検討	保育園（１２園）の民間委託等の一部実施	実施		協議	→	→	方針決定	×	・先進地（枕崎市）の研修を行った。 ・部内のプロジェクトチームを設置し、民間委託・譲渡・廃止・統合等について協議を行った。 ・庁外検討委員会設置要綱の整備準備（委員選定）		検討委員の選定と、多角的な方面から民営化等のあり方について検討する必要がある。また、都市部において民間譲渡した一部の保育園で、企業が突然倒産し休園状態になっている旨の報道がされた。このようなことから、民間譲渡後の対応等も含めて慎重かつ十分な時間が必要である。	保健福祉政策課
59	公の施設等のあり方検討	幼稚園（６園）の民間委託等の一部実施	実施	協議	→	→	→	方針決定	○	大田・三体・牧之原・福山幼稚園は保育条件を統一し、市直営で運営する。入園児が減少した場合、休園等の措置を行う。 富隈・陵南幼稚園の運営方針等を今後関係者の意見等を伺いながら検討する。			学校教育課
60	公の施設等のあり方検討	老人ホーム（３園）の民間委託等の一部実施	実施	協議	→	→	→	方針決定	×	・先進地（南九州市知覧支所）の研修を行った。 ・部内のプロジェクトチームを設置し、民間委託・譲渡・廃止・統合等について協議を行った。 ・庁外検討委員会設置要綱の整備準備（委員選定）		検討委員の選定と、多角的な方面から民営化等のあり方について検討する必要があり慎重でかつ十分な時間が必要である。	保健福祉政策課
61	公の施設等のあり方検討	ローカルエネルギー館の活用	実施			準備	→	実施	○	環境をテーマとした施設としてリニューアルするために準備を進め、平成２２年度中にオープンするよう 協議を行った。 なお、平成２１年度から生活環境政策課を主務担当課として取り組むことになった。	閉館していた施設の一定のリニューアルの方向性が示された。		企画政策課
62	公の施設等のあり方検討	働く婦人の家への指定管理者制度の導入	実施	準備	→	→	→	実施	○	指定管理者制度導入に向けて募集要領を作成した。			商工観光政策課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
63	公の施設等のあり方検討	国分障害者福祉体育館への指定管理者制度の導入	実施	協議	→	→	方針決定	実施	×	平成20年度での指定管理者の公募を取り下げ、平成21年度から実施という方針を変更し、再度検討した結果、現状のまま指定管理者制度を導入することは、利用者の形態が違う「働く婦人の家」と一体的に管理運営しても市民サービスの向上につながらないとの結論に達し、障害者福祉体育館の利用を障がい者のみでなく、一般市民の利用も可能にできないか検討していくこととした。	障害者福祉体育館は、働く婦人の家と館内が繋がっていることから、両施設を一体的に管理運営する必要があるが、障害者福祉体育館の利用形態には、障がい者が利用する目的で、一般市民の利用を制限されている。 現状のまま、指定管理者制度を導入しても、この制度の目的にそぐわないことに加え、働く婦人の家と一体的な利用及び管理運営することができないため、色々な角度から検討しているが、現時点において障害者福祉体育館の指定管理者制度の導入は困難と思われる。	障害者福祉体育館は、障がい者の社会参加の促進と福祉の向上を図ることを目的に設置されており、国県の補助事業で建設されていることから、「目的外使用」「その使用料」「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」「条例」に関することなどの条件整備に向けた検討をする必要があり慎重でかつ十分な時間が必要である。	高齢・障害福祉課
64	公の施設等のあり方検討	地区公民館（26館）への指定管理者制度の導入	実施	協議	→	→	方針決定	一部実施	×	・行政改革推進課と国分地区２５自治公民館の指定管理者制度導入（自治公民館に直接指定）事例を参考資料とし、地区公民館（２６館）の管理運営のあり方を協議した。 ・7地区公民館運営審議会それぞれにおいて指定管理者制度導入に向けての是非を議論した。		地区公民館（２６館）を一斉に指定管理者制度導入に向けて調整するのは無理がある。各地区それぞれに条例公民館とした理由があり、指定管理者導入に向けては地域住民との慎重な協議が必要である。	生涯学習課
65	公の施設等のあり方検討	天降川地区共同利用施設への指定管理者制度の導入	実施	協議	→	方針決定	準備	実施	○	・指定管理者制度導入に向けて公募を実施した。（太平ビルサービス（株）、隼人町地域女性連の２社公募あり） ・指定管理候補者選定委員会を開催したが審査の結果、審査の結果審査基準に達せず候補者なしに終わった。 ・指定管理候補者選定委員会の審議された意見を踏まえ使用料から利用料金への条例改正を実施した。			生涯学習課
66	公の施設等のあり方検討	牧園B&G海洋センターへの指定管理者制度の導入	実施	協議	方針決定	実施			○	指定管理者制度の導入実施。	ホームページの作成（霧島高原国民休養地と併用）により広報活動が広範囲になった。 施設敷地内に花を植えるなど環境整備が図られた。 年間３６０，０００円の経費削減ができた。		保健体育課 牧園・教育振興課
67	公の施設等のあり方検討	浜之市ふれあいセンターへの指定管理者制度の導入	実施	不調	→	準備	実施		○	指定管理者制度導入に向けて公募を実施し、選定した社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理者に指定した。	平成21年度より指定管理者制度を導入する全ての準備が整った。		観光課
68	公の施設等のあり方検討	都市公園への指定管理者制度の導入	実施	準備	→	一部実施	→	→	○	霧島市における全ての都市公園に指定管理者制度の導入をした。	全ての都市公園で、より効率的、効果的な管理運営と、市民サービスのより一層の向上を図ることができた。		都市整備課 都市公園担当課
69	公の施設等のあり方検討	公営住宅への指定管理者制度の導入	実施	準備	→	→	→	一部実施・準備	○	指定管理者制度の先進地事例を研修し、指定管理の規模・内容・移行期間の事務処理等ににについて詳細に検討している。	研修により制度内容の精査が進んだ。２１年度の制度内容の決定に向けて取組みを行った。		建築住宅課
70	公の施設等のあり方検討	給食センター（6施設）の民間委託等	検討	協議	→	→	→	方針決定	×	民間委託に係る調査等については実施できなかった。		天降川小学校の開校（平成２２年度）に伴う給食関係の備品・設備等の整備計画作成にかなりの期間を要したことや関係給食センターから国分地区上場４校（塚脇小、平山小、川原小、木原小・中）への給食配送についての検討を優先して行ったから、民間委託に係る調査等については実施できなかった。	保健体育課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
71	公の施設等のあり方検討	図書館の民間委託等	検討	協議	→	方針決定			○	〔平成20年4～5月〕 国分・隼人の図書館担当者で「図書館への指定管理者制度の導入について」協議。 〔平成20年5月8日〕 国分・隼人の図書館担当者の協議結果の集約。「図書館業務はただ単に本の貸出、返却のみではなく、住民の生涯学習支援、地域資料等の保管などあり、今後は更なるサービスの全域化・業務の充実等が必要であり、指定管理者制度の導入はなじまない。」と集約。 〔平成20年8月27日〕 図書館協議会にて協議。「図書館が、教育機関として安定的に市民へのサービスを、公平、公正、中立の立場で運営されるためには、指定管理者制度の導入はなじまない。」との見解。 〔平成20年9月12日〕 定例教育委員会の議案として協議。「継続性、蓄積性、安定性を考えたとき、基本的になじまない。」との判断を得て、図書館への指定管理者制度の導入はしないとの方針を決定した。	平成20年9月12日開催の定例教育委員会に「図書館への指定管理者制度導入について」を議題として提案。「図書館への指定管理者制度の導入は、継続性、蓄積性、安定性を考えたとき、基本的になじまない。」との判断を得て、図書館への指定管理者制度の導入はしないとの方針を決定した。		図書館
72	公の施設等のあり方検討	火葬場の民間委託等	検討	協議	→	方針決定			○	合併対応（溝辺地区の火葬を受入れた。）の一環で、平成２０年３月に火葬炉（大型炉）１基を増設、計６基で運営している。また、牧園・横川地区の火葬受入れを試行中である。増炉に伴い不足する火葬炉運転員は、平成２０年４月から民間委託の従事者を１名増員し対応した。本年度は、限られた人員で支障なく火葬業務が遂行できるか実証しながら検討しているところである。 平成２０年度管理体制は、市現業職員１名、民間委託６名の計７名。休業日は、元旦のみ。現在も可能な限り民間委託を実施中である。 指定管理者制度導入を含めた検討が必要なため、県内各火葬場の現況調査を行っている。（Ｈ２２年度以降の体制）	平成２２年度より指定管理者制度導入予定。霧島市国分斎場の火葬業務及び維持管理を指定管理者に行わせるため、平成２２年６月議会において霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正予定である。		衛生施設課
73	公の施設等のあり方検討	清掃センターの民間委託等	検討	協議	→	方針決定			○	敷根清掃センターの施設のうち、ごみ焼却施設（焼却炉、発電設備、灰固化施設等）については、運転管理業務を民間会社に委託し従事者２６名の体制で行っている。 一方、ごみの計量・受付け、手数料収納、プラットホーム作業等といった全体的な運営業務、及びリサイクルプラザ（不燃物・粗大物処理施設）、最終処分場（二軸破砕機、水処理施設）の運転管理については、市現業職員１１名及び臨時職員１名で実施している。また、プラットホーム作業の一部をシルバー人材センターに委託（従事者２名）した。 現在も可能な限り民間委託等を実施中である。	敷根清掃センターは現在一部民間へ委託しているが、今後現業職員の採用が見込まれないことより、当分の間は現業職員の退職にあわせ、民間の委託職員等を増やすことで対応し、将来的には管理運営業務・運転管理業務を全て民間委託等で行わせる予定である。		衛生施設課
74	公の施設等のあり方検討	し尿処理場の民間委託等	検討	協議	→	方針決定			○	平成１９年度に供用開始した南部し尿処理場の管理運営は、市現業職員４名のほか、運転管理業務を民間会社に委託し、その従事者４名と共同で実施している。（計８名） 一方、牧園・横川地区し尿処理場の管理運営は、市職員３名及び特別臨時職員（技術補佐員）１名の計４名で実施している。 現在も可能な限り民間委託等を実施中である。	し尿処理場は現在一部民間へ委託していますが、今後現業職員の採用が見込まれないことより、当分の間は現業職員の退職にあわせ、民間の委託職員等を増やすことで対応し、将来的には管理運営業務・運転管理業務を全て民間委託等で行わせる予定である。		衛生施設課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
75	公の施設等のあり方検討	郷土館等博物館施設の見直し	検討	協議	→	方針決定			○	郷土館等博物館施設の見直しについては、霧島市文化財保護審議会や民間から選出した「郷土館等あり方研究会」、また、当該事業を事務事業評価として位置付け、2次評価、3次評価、外部評価（５５人委員会）等で検討した。 6月　文化財保護審議会（諮問） 7月　事務事業2次評価 9月　事務事業3次評価 8月、１１月　郷土館等あり方研究会 １１月　事務事業外部評価（５５人委員会） ３月　霧島市文化財保護審議会（答申）　　定例教育委員会	①郷土館等施設はその果たすべき役割である「地域に遺された貴重な資料を収集・保存・活用していく」ための環境整備に努めなければならない。しかし、現在館が5つあり、その総合的な有効活用とコスト削減を図るため、次のような一部見直しを検討する。 ②既存の5館については次の通りとする。 国分郷土館は、本来の姿である資料の収集・保存・展示ができる、館の環境整備を図る。横川郷土館は、横川図書室（郷土館二階）と連携した管理運営（開館日、開閉館時間）隼人歴史民俗資料館は、「大隅正八幡」に古くから関わる四社家、桑幡・留守・沢・最勝寺家の発掘調査により出土した遺物や四社家関連の歴史資料と、「大隅正八幡」の関連歴史資料を展示する。霧島歴史民俗資料館は、霧島公民館（歴民館隣接）と連携した管理運営（開館日、開閉館時間）隼人塚史跡館は、国指定史跡「隼人塚」に纏わる資料を主とした展示。 ③各館において重複する民具資料等は、子ども達の教育資料として学校の空き教室での展示や、各総合支所等の空き部屋での展示等を工夫し、広く市民に触れてもらう機会をつくり有効活用する。 ④将来的には、総合的な施設の整備を検討する。		文化振興課
76	公の施設等のあり方検討	温泉市場の民間委託等	検討	協議	→	→	方針決定		○	霧島市観光協会合併協議会の進捗状況や経営方針等を確認した。	平成21年3月には観光協会の経営方針等も決定したため、温泉市場を引き続き2年契約で(社)霧島市観光協会に貸付けることを決定した。		観光課 牧園・地域振興課
77	公の施設等のあり方検討	塩浸温泉の民間委託等	検討	協議	→	方針決定			○	関係部局と協議 条例改正、補正予算（3階建物の取壊し設計費等）を１２月議会に提案 職員で構成する霧島市牧園塩浸温泉の在り方等検討委員会：１３名を設置。 廃止後の施設管理等について検討を行った。	・平成２１年3月３１日で塩浸温泉福祉の里事業を廃止。 ・耐震診断を行っていない建物であったため、事業を廃止することにより利用者の安全確保が図られる。 ・塩浸温泉の在り方等検討委員会において、将来計画、施設整備、あり方等について検討を行い、福祉の里廃止後の市の跡地の整備等については、観光資源との位置づけのもと、公園・温泉一体型の観光施設として整備していくこととなった。		保健福祉政策課 牧園・市民福祉課
78	公の施設等のあり方検討	青少年の家（牧園）の民間委託等	検討	協議	→	→	方針決定		×	教育部牧園出張所教育振興課において、施設の老朽化に伴い施設利用がないので青少年の家設置条例を廃止し、施設の取り壊しを検討したいとの申し出があり、生涯学習課で協議したが、今後の施設利用や予算等を含め結論を出すに至っていない。		施設活用や取壊しなど、検討してきたが予算面も含めて結論が出すに至らなかった。	生涯学習課
79	公の施設等のあり方検討	福山地区運動施設（福山体育館・牧之原運動場・福山庭球場）への指定管理者制度の導入	検討	協議	→	→	→	方針決定	×	福山地区運動施設の現状について検討。単独施設での使用料収入は増額が見込めないため福山地区運動施設を一体的に管理することで検討。		施設使用料収入に対して維持管理費がかかるが、施設使用等などさらに検討が必要である。	保健体育課 福山・教育振興課
81	事務事業のあり方検討	職員研修業務の民間委託等	検討	協議	→	方針決定			○	研修事業の民間委託の状況について、調査、情報収集を行う。 研修事業の民間企業等への全部委託を行っている自治体は、すべて都道府県であり、指定都市、中核市、特例市にはない。また、経費面においても外部委託により経費が割高となった団体も見られた。また、県内に委託できるコンサルタントもない。			総務課
82	事務事業のあり方検討	公用車運転業務の民間委託等	検討		協議	方針決定			○	平成20年5月に、溝辺総合支所の1台を残し共通使用のマイクロバスを処分した。溝辺総合支所のマイクロバスは、平成21年度までは嘱託職員が運転を行い、22年度に処分する。	バスの処分等によりマイクロバスの運転業務を民間委託する必要がなくなった。		管財課
83	事務事業のあり方検討	証明書発行等窓口業務の民間委託等	検討	協議	→	方針決定			×	霧島市行政改革推進委員会の意見をうけて、霧島市事務所機構検討委員会で今後の霧島市組織のあり方について検討を進めているが、これらの意見を踏まえて検討するほか、市場化テストの導入と併せて検討する。		霧島市行政改革推進委員会の意見をうけて、霧島市事務所機構検討委員会で今後の霧島市組織のあり方について検討を進めているが、これらの意見を踏まえて検討するほか、市場化テストの導入と併せて検討する必要が生じた。	行政改革推進課 窓口関係課
84	事務事業のあり方検討	市税等の催告・徴収業務の民間委託等	検討	調査研究	→	→	方針決定		×	先進地の市税等の電話催告・訪問催告の民間委託について情報を収集し検討を行なった。	先進地の市税等の電話催告・訪問催告の民間委託について情報を収集し検討を行なった。	自治体ごとに滞納環境に違いがあり、委託の範囲や費用対効果の面をさらに十分検討する必要がある。	収納課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
85	事務事業のあり方検討	住宅使用料の徴収業務の民間委託等	検討	協議	→	→	方針決定		○	他の自治体等の状況を把握しながら導入に関する検討を行った。	引き続き検討を行い、平成２１年度に方針等を決定したい。		建築住宅課
86	事務事業のあり方検討	保育料の収納事務の民間委託等	検討		協議	→	→	方針決定	○	収納事務の民間委託を導入するにあたり情報収集を行った。 効果的・効率的な収納事務の民間委託等を行う為、情報収集及び他の自治体の状況を把握しながら検討。	情報収集及び他の自治体の状況把握ができた。		児童福祉課
87	事務事業のあり方検討	総合案内の民間委託等	検討		協議	方針決定			○	現在総合案内に係る経費としては、臨時職員の賃金のみである。総合案内業務を委託にしたときの経費を見積もったところ、賃金と比較してその経費は約2倍となった。総合案内の業務に関して市民等から苦情は寄せられておらず、総合的におおむね良好に行われていると判断し、現行のとおり臨時職員のままとした。 また、平成１９年７月から平成２０年９月まで行われたフロアマネージャー制度を移行して、平成２１年１月から現在の２人体制を３人体制にした。	来庁者により身近で案内ができるようにフロアマネージャー制度を移行し、これまで２人体制で、さらに臨時職員の勤務日数が少なく、十分な案内ができなかったことをカバーするため３人体制とした。これにより、総合案内と合わせて少なくとも常時２人が勤務することで、庁舎内の案内や住民票などの申請書の記載方法の助言がこれまで以上にできるようになり、来庁者の利便性が向上したと思われる。		管財課 行政改革推進課
88	事務事業のあり方検討	給食配送の民間委託等	検討	協議	→	→	→	方針決定	×	隼人給食センターの給食配送の民間委託に係る課題等について検討を行った。	＜隼人給食センターの平成２２年度以降の給食配送業務委託方針＞ 平成２２年度から５年間の長期継続契約を前提とした指名競争入札を実施する。車両の準備等に相当の準備期間が必要となるため、入札時期は８月頃を目途とする。 （作業スケジュール） ～7月　仕様書の検討・委託業務内容の検討・決定、～9月　指名業者の検討・決定・指名通知の発送 ～10月　指名競争入札、～1月　落札業者車両の準備、～3月　輸送コース・業務内容等の確認	天降川小学校の開校（平成２２年度）に伴う給食関係の備品・設備等の整備計画作成にかなりの期間を要したことや関係給食センターから国分地区上場４校（塚脇小、平山小、川原小、木原小・中）への給食配送についての検討を優先して行ったことから、給食配送の民間委託に係る調査等については十分な活動ができなかった。	保健体育課
89	事務事業のあり方検討	温泉供給事業の民間委託等	検討	協議	→	方針決定			×	平成20年9月と平成21年3月に温泉運営協議会「市民で構成する会：6名」を開催。 霧島地区の温泉については、「温泉事業が霧島の観光や定住促進の施策等へ与える影響も考えるべきである。市が観光関係から生じる経済効果等を考え、観光（温泉事業）ＰＲや定住促進のための助成（新規定住者に際し住宅を取得し温泉加入を希望する方に温泉加入金を市が一般会計から助成する等）をし、事業拡大も含めた中長期的なビジョンを考えてほしい。」という意見が出されれ、「効率的な経営については推し進めるべきだが、安定的な給湯が前提である。」という趣旨の発言が多数であった。 また、牧園地区では平成20年度は大きな修繕がなかったため黒字であったが、平成17から19年度はポンプ等の修繕があり赤字になったため霧島地区から補てんをしている状況であることに対して何らかの措置が必要であるという意見が出された。	当初は、平成２０年度までに委託についての方針を決定するとなっていたが、市の責任により安定的に供給できる体制の確立が先であり、水の安定量確保のための改良工事等を進めた中で再度（２～３年後に）検討すべきであるとの結論に達した。 また、牧園地区では検針を含む施設の維持管理を一部民間委託をしているが、この委託の効果も参考にしながら将来の温泉タンクや配管施設改良を考えた事業の運営について検討していきたい。	温泉事業については、霧島市の観光や定住促進等の施策を踏まえた検討が不足していた。安定的な給湯を前提とした効率的な経営ができるよう、温泉運営協議会のほか様々な意見を聞いて協議する必要がある。	土木課 霧島・建設課
92	公営企業の経営基盤の強化	市立病院事業	実施	実施	→	→	→	→	○	・医療機器購入（入札）を7月に実施（上部消化管汎用ビデオスコープ他7件）・1月入札　超音波凝固切開装置システム（開創器）他9件 ・医師会医療センター管理運営委員会（8月・2月） ・医療センターとの事務打合せ会（改革プラン・管理運営委員会等について協議） ・霧島市立医師会医療センター改革プラン策定 ・電子カルテ導入に向けての検討及び行政視察（2ヶ所）	・大幅な医療費のマイナス改定と常勤医師の不足等の影響、を受けつつも、院内消化器病センターの設置や外来がん治療、インターフェロン治療など高度・専門的な医療に努めた結果収益が増加しました。 20年度の入院患者数　66,420人　外来患者数　68,470人 医業収益　34億2,139万円　医業費用　32億987万円 医業利益　2億1,152万円　医業外収益　1億2,970万円 医業外費用　2,482万円　医業外利益　2億3,635万円 過年度損益修正損　1,494万円 当年度純利益　2億2,140万円		健康増進課
187	公営企業の経営基盤の強化	水道事業、工業用水道事業、簡易水道事業	実施			実施			○	平成２０年度当初予算からすでに実施。			水道部管理課
93	霧島市土地開発公社の経営健全化	社会経済情勢の変化等に対応するため、経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取組む。	実施	協議	→	策定・実施	実施	→	○	霧島市土地開発公社経営健全化推進委員会（副市長、関係部長等職員10名で構成）を２回開催し、平成21年度から平成25年度を計画期間とする「霧島市土地開発公社経営健全化計画」を策定した。 ※当該計画については、市ホームページで公表済み。	○「霧島市土地開発公社経営健全化計画」を策定した。 ○経営健全化に向けた取組みとして、長期保有土地の処分を行った。 ・健全化のための土地の処分 面積：16,468㎡、売却価格：6,139,000円		企画政策課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
94	霧島神話の里公園の経営健全化	独立採算の原則を堅持しつつ、経営の健全化を図る。	実施	実施	→	→	→	→	○	販売促進事業では、新商品の開発やブルーベリー商品を充実させ、販売促進に力を入れた。誘客宣伝事業では、広告掲載や広報ＰＲを実施し、リーフレット作成、旅行プランへの参加などに積極的に取り組んだ。	毎年経常利益を生み出している。		観光課
95	姶良伊佐環境保全センター管理組合のあり方見直し	経営の健全化を図るとともに、そのあり方について検討を行う。	検討	協議	→	方針決定			○	姶良伊佐環境保全センター管理組合の設立目的である公害対策の共同処理の事務は、事務の効率性からそれぞれの市町で事務処理をした方がより住民サービスの向上が図られると考え、発展的に組合を解散することについて、霧島市、伊佐市、姶良郡湧水町の平成２０年１２月議会で解散の議決がなされ、平成２１年３月３１日で、組合を解散することになった。	事務の効率性が図られたのと、市財政負担の軽減につながった。		環境衛生課
96	霧島市しみん学習支援公社のあり方見直し	指定管理者制度等の導入による業務内容の変化に対応し、業務内容も含めたあり方の見直しを行う。	検討	協議	→	方針決定			○	民間の指定管理者参入が見込めない公共施設について、集中管理をすることにより業務の効率化、経費の削減を図ることできるため、当面の間は公社を存続させることとし、今後もより一層の効果的・効率的な運営に努めることを確認した。			企画政策課
97	姶良東部地方卸売市場のあり方見直し	経営の健全化を図るとともに、そのあり方について検討を行う。	検討	協議	→	→	方針決定		○	・姶良地域青果物流通促進協議会役員会　（ＪＡ・行政で構成する役員会　５名）　５月１６日 ・国分大同青果と国分青果食品協同組合との検討会（市場３名・組合３名・行政関係者７名）　５月２２日 ・姶良地域青果物流通促進協議会総会　（行政関係者１３名・ＪＡ５名・市場関係者５名）　５月２９日 ・国分大同青果と国分青果食品協同組合との検討会（市場１名・組合１名・行政関係者４名）　８月２８日 ・第１回霧島市公設地方卸売市場活性化検討会事前打合せ会（市場２名・組合１名・行政関係者５名）　１１月４日 ・霧島市公設地方卸売市場初セリ式（市長・副議長・行政関係者・ＪＡ・市場・組合・セリ参加者　計４０名）　１月５日	国分大同青果と国分青果食品協同組合との検討会を数回実施したが、経営の健全化が図れる具体的な方策は見つからなかった。市場の状況としては、毎年販売額が減少傾向にある。		農政畜産課
98	NPO等市民団体が行う活動に対する支援	市民活動促進条例の制定	実施		準備	→	指針策定	準備	○	・市民活動促進委員会（公募委員・学識経験者・市民活動団体関係者ら８人で構成）を２回開催し、条例化の方向性を探った。 ・「まだまだ市民の意識は低く、時間をかけてじっくりと市民の意識の高揚を図り、ある程度意識の醸成がなされ、機が熟した時に条例を制定すべきである。しかしながら、市民活動の促進に向けた基本的なしくみやルールは必要であるため、当面は、「指針」を策定し、積極的な施策を展開する中で、機運の醸成に努めていくべきである。」と具申があった。	市民活動促進委員会の具申を受け、条例は、諸施策を展開する中でその機運の醸成に努めることとし、21年度に市民活動促進の基本的しくみやルールを成文化することとする。		共生協働推進課
99	NPO等市民団体が行う活動に対する支援	ＮＰＯ等市民団体の活動支援	実施		準備	実施	→	→	○	・市広報誌・市ホームページ・説明会・チラシ・ＣＡＴＶ文字放送で啓発したところ、19団体20事業の応募があった。 ・公募委員・学識経験者・市民活動団体関係者ら８人で構成する市民活動促進委員会において、選考審査（書類審査・プレゼンテーション審査）を行い、11団体11事業を採択した。 ・応募状況や採択事業は、市ホームページ・市広報誌で公表した。 ・全11事業すべてにおいて事業実施され、事業終了後実績報告書が提出された。	平成20年度実施することができた。		共生協働推進課
101	参画機会の拡大	外部評価の導入	実施	試行	→	実施	→	→	○	平成20年11月15日（土）に第２回霧島市５５人委員会を開催し、平成19年度に行った事務事業のうち３事務事業について外部評価として意見を求めた。	出生祝金支給事業、合同金婚式開催支援事業、郷土館管理運営事業について、意見をいただいた。		行政改革推進課
102	参画機会の拡大	市民提案制度の創設	実施	協議	→	要綱策定	実施		×	行政評価制度の構築と合わせて検討を進めている。		総合進行計画の初年度の評価結果を公表する平成21年度末の時期に合わせて検討することとしたため。	広報広聴課 行政改革推進課
103	参画機会の拡大	各種審議会等における公募委員数の拡大	実施	準備	実施	→	→	→	×	担当課において、委員選定にあたっては前回の方法を踏襲しており、意識的に公募導入の可否についての検討がなされていないようである。		実施を促すためには、方針を現実的なものとするような基準設定が必要であるが、そこまで至らなかった。	行政改革推進課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
104	参画機会の拡大	各種審議会等におけるクォータ制の推進	実施	一部実施	→	実施	→	→	○	○平成２０年４月１日現在の審議会等委員の女性の参画状況調査を行った。	○平成２１年３月３１日現在、クォータ制が明記されている審議会等の条例等の数は９つで、うち委嘱して いるものは５つ。 ・霧島市行政改革推進委員会設置規則：10分の３（総数１０、男性７、女性３） ・霧島市55人委員会設置規則：10分の３（総数５３、男性３９、女性１４） ・霧島市男女共同参画推進懇話会設置要綱：10の４（総数１５、男性６、女性９） ・霧島市溝辺町ケーブルテレビ放送運営委員会規則：10分の３（総数１０、男性７、女性３） ・霧島市土地利用計画審議会条例:10分の２（総数１５、男性１２、女性３） ・霧島市総合計画審議会条例：10分の２（委員委嘱なし） ・霧島市働く婦人の家運営委員会規則：10分の４（委員委嘱なし） ・霧島市農村地域工業導入促進対策協議会条例：10分の４（委員委嘱なし） ・霧島市ローカルエネルギー開発推進協議会規則：10分の４（委員委嘱なし） ○平成２０年４月１日現在の審議会等における女性委員の割合は、２６．５％であった。		企画政策課
106	効果的・効率的な組織機構の構築	マネジメントサイクル（行政経営システム）の確立	実施	準備	→	→	実施		○	4月　事務事業評価シートの作成 5月　施策別事務事業貢献度評価研修 6月　施策別事務事業貢献度評価研修 7月　道路等箇所別優先度評価研修 ２次評価研修 各施策毎に２次評価 施策評価発表会 8月　施策別次年度計画作成研修 新規事業事前評価シート作成 施策別次年度計画作成 ３次評価会議 9月　施策別事務事業優先度評価研修 10月　優先度評価結果にもとづき予算要求（経常的経費）	○負担金・補助金等を除く事務事業について評価シートを作成し、職員にも施策と事務事業の関係が理解されてきたと考える。 ○予算編成については施策別の枠配分ではなく部別の枠配分となったが、部別の枠配分では施策別の事務事業優先度評価等の結果が活かしにくい等の課題が明らかになり、平成21年度の進め方を検討する上で大変有意義であった。		行政改革推進課
107	効果的・効率的な組織機構の構築	組織機構再編計画の策定・推進	実施	計画策定	実施	→	→	→	○	毎年組織改正を行っており、H20年4月1日現在で13部局5総合支所99課236グループ等の組織である。	平成21年4月1日の組織は13部局5総合支所94課232グループ（5課4グループ等減）		行政改革推進課
108	効果的・効率的な組織機構の構築	庁議の再編・活性化	実施			方針決定・実施			○	事務事業評価等の意見を踏まえ、庁内会議（庁議等）のあり方について庁議等規程の見直しを行い、10月１日から新たな運用を開始している。 ①庁議（毎月１日に開催）…市政の重要施策や重大事項に係る連絡調整等 ②行政経営会議（随時開催）…市政運営の基本方針及び重要施策に係る協議等 ③地域振興会議（奇数月の１日に開催）…本庁や各総合支所相互の情報や意見交換等 ④主管課長等会議（随時開催）…各部課相互の調整事案の協議等 ※庁議等規程には、位置づけられていないが、三役、総務部長、企画部長で構成する市政推進会議 （毎月１日、16日）も行っている。 ※①庁議は、定例で開催しているが、他の庁内会議は、付議事項等がない場合は、開催していない。 庁議…15回、行政経営会議…７回、地域振興会議、主管課長等会議の開催実績は無し。	庁内会議（庁議等）を再編したことにより、それぞれの会議の役割分担が明確になり、方針決定等の議論もしやすくなった。		企画政策課
110	効果的・効率的な組織機構の構築	グループ制の導入等及び組織の簡素化	実施	準備	一部実施	→	実施		○	消防と出先機関について検討。	消防については、消防組織法に基づき組織されており、グループ制の導入は困難であることを確認した。		行政改革推進課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
111	効果的･効率的な組織機構の構築	意思決定過程の簡素化	実施	準備	実施	→	→	→	○	事務決裁については、組織改正等に合わせて見直しを行っている。	横川と霧島の道路整備に関する事務を牧園に集約したことに伴う、牧園総合支所長、牧園建設課長の事務決裁を見直した。		行政改革推進課
113	効果的･効率的な組織機構の構築	総合支所の機能及びあり方の見直し	実施	実施	→	→	→	→	○	溝辺と福山及び霧島と横川の建設課の道路建設に関する事務をそれぞれ本庁と牧園総合支所で行うこととして、溝辺、横川、霧島の産業振興課と建設課を統合して産業建設課とした。また、牧園に未登記等に関する事務を処理するための管財グループを設置した。 将来の総合支所の機能のあり方については、行政改革推進委員会において今後のあり方について検討していただき、提言を受けた。	19年4月　6総合支所38課104グループ等（水道含む） 20年4月　5総合支所26課57グループ等 21年4月　5総合支所23課58グループ等		行政改革推進課
188	効果的･効率的な組織機構の構築	福山総合支所のあり方の見直し	実施			準備	→	→	○	福山総合支所組織検討委員会による検討（5回） 地域審議会への報告（3回） 住民説明会（上場地区、下場地区、福山地区自治公民館連絡協議会） 実施に係る方針の決定及び予算の要求	スケジュールとおり、平成22年度新福山総合支所建設及び総合支所機能の集約に向けた予算化（新庁舎設計委託費、旧庁舎解体工事費、仮設庁舎建設工事費等）ができた。		行政改革推進課
114	定員管理の適正化及び適正配置	定員適正化の推進	実施	計画策定・実施	実施	→	→	→	◎	霧島市定員適正化計画に基づき適正化に努めている。	H19.4.1職員数：1373人［対18年4月△35人］ H20.4.1職員数：1324人［対19年4月△49人　対18年4月△84人］ H21.4.1職員数：1268人［対20年4月△56人　対18年4月△140人］		行政改革推進課
115	定員管理の適正化及び適正配置	職員の適正配置	実施	実施	→	→	→	→	○	20年8月に次年度以降の組織改正に係る要求要望を取りまとめ、ヒアリングや事務量等を調査しながら適正配置に努めている。			行政改革推進課
116	定員管理の適正化及び適正配置	臨時職員の適正配置	実施	準備	一部実施	実施	→	→	○	･霧島市経常経費ワーキンググループ会議（開催数：2回、構成メンバー：職員10名）及び霧島市歳出対策本部会議（開催数：2回、構成メンバー：職員等約20名）において、賃金についての検討を重ね、平成21年度からの職種ごとに統一した賃金基準を決定した。	･賃金当初予算ベース（普通会計）で前年度比約3％（26,470千円）の削減を行った。 平成19年度　917,578千円 平成20年度　891,108千円 ･臨時職員の人員は、平成18年4月1日現在634名から平成20年4月1日現在593名へ41名減員した。		総務課
117	任用･勤務形態の弾力化･多様化	再任用の推進	実施	実施	→	→	→	→	○	平成20年4月1日で、平成19年度定年退職者を現業部門において新たに2名再任用した。	指定管理者制度の拡充等で、現業職場の確保が将来的にはっきりしない中、経験豊富な職員を引き続き、賃金を減額させて雇用できることで、安定的な職場運営ができた。		総務課
118	任用･勤務形態の弾力化･多様化	職種転換等による配置転換の実施	実施	実施	→	→	→	→	○	平成20年4月の人事異動において、保育職の事務職への配置転換を2名程度実施した。	事務職を経験することで、財務、会計等の行政事務を身につけることができる。また、本格的に事務職に転換しなければならない状況でもスムーズな移行が可能になると思われる。		総務課
119	任用･勤務形態の弾力化･多様化	時差出勤等の導入	検討	協議	→	→	方針決定		×	保育園や市民サービスセンター等においては定着してきている。仮に、本庁及び各総合支所の窓口部門において、時間延長を実施することに伴って時差出勤を導入した場合、時差により勤務職員が減る時間帯（開庁時、通常勤務職員の退庁後）をカバーする職員数が、職員数の減少等により不足し、事務が停滞する恐れがあるなど不安要素が多く、窓口取扱い時間の延長の問題と併せて良い方法を模索している状況である。	窓口取扱い時間を延長した場合、時差出勤を有効に活用することで、時間外勤務が減少し、総労働時間の抑制及び時間外勤務手当の削減が可能になる。	正規職員の勧奨退職者が予想以上に多く、時差出勤を導入できる職員数が確保できないため。また、窓口取扱い時間の延長（現在は繁忙期のみ実施）と併せて検討する必要があるため。	総務課
120	給与の適正化	給与構造の見直し･適正な運用	実施	実施	→	→	→	→	○	平成20年度も引き続き、人事院勧告等を勘案しながら適正な制度運用を行っている。	平成18年4月から実施している給与構造改革に伴い、引き続き30歳代後半以降の昇給が緩やかであり、給料額が抑制されている。		総務課
121	給与の適正化	超過勤務手当の縮減	実施	実施	→	→	→	→	×	平成18年度より引き続き水曜日のノー残業デーと第2･4金曜日の一斉退庁の実施、振替制度の弾力的運用により時間外勤務の軽減を図った。また平成19年度より時間外勤務に係る予算配当制度の運用を行った。	グループウェアを利活用し、毎週水曜日のノー残業デーと第2･4金曜日の一斉退庁について職員への周知を強化したことにより、超過勤務縮減に対する意識が高まった。	時間外勤務の縮減に努めているが、業務量の増加及び職員数の減少（退職者数の増加）により恒常的な超過勤務が増えつつある。	総務課
122	給与の適正化	旅費制度の見直し	実施	準備	→	→	実施		×	現行制度の適正な運用に努めている。	平成19年度は宿泊を伴わない日当の全廃を含め検討を行った。公用車を利用しても駐車場使用料等配慮しなければならない部分もあり、当面現行制度の適正運用に努めたい。	公用車を利用しても駐車場使用料等配慮しなければならない部分もあるため、見直しまでには至らなかった。	総務課
123	給与の適正化	各種手当の見直し	検討	協議	→	→	方針決定		×	人事院勧告、鹿児島県人事委員会勧告に基づき、管理職手当の定額化を平成19年4月1日で実施したが、合併時に大幅な見直しを行っていることにより他の手当について踏み込んだ見直しが困難な状況である		合併時に大幅な見直しを行っているため、更に踏み込んだ見直しが困難な状況である	総務課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
124	総合的な人事管理制度	能力、成果の給与への反映	実施		協議	→	→	要綱策定	×	平成20年7月に、総務省が実施している人材育成アドバイザー派遣事業を利用し、課長補佐級以上の管理監督者を対象とした「人材育成のための人事評価制度のあり方」についての研修を行った。		職員の能力、仕事の成果を給与への反映させるためには、公平・公正な評価基準が必要となる。現在、この評価基準となる「人事評価制度」を構築中であるため。	総務課
125	総合的な人事管理制度	人事評価制度の構築	実施		協議	→	→	要綱策定	×	・平成20年7月に、総務省が実施している人材育成アドバイザー派遣事業を利用し、課長補佐級以上の管理監督者を対象とした「人材育成のための人事評価制度のあり方」についての研修を行った。 ・平成20年度も引き続き、全職員の勤務評定を実施した。 ・業績評価（人事評価制度の評価方法のひとつ）の導入準備として、課長以下の職員を対象に、個人目標を設定させ、年度末に達成度の振返り及びそれに対する課長面談を行った。 ・制度構築に向けて、外部研修への参加や他市との意見交換、課内において評価方法の検討を行っている。		国家公務員については試行を終え、平成21年度から実施段階に入っている。制度構築にあたっては、地方公務員法の規定を踏まえて検討していく必要があるが、国家公務員同様の改正が盛り込まれた地方公務員法改正案が国会審議中であるため。	総務課
126	総合的な人事管理制度	自己申告制度の導入	実施		協議	要綱策定	実施		○	平成21年4月の人事異動の材料として、平成19年度から実施している自己申告書の任意提出を行うとともに、「霧島市職員自己申告制度実施要綱」を策定し、平成21年2月1日から施行した。	125名の提出者があり、人事異動等の参考とした。		総務課
127	総合的な人事管理制度	希望降格制度の実施	実施	実施	→	→	→	→	○	平成20年度は1名実施。	降格により職責が軽減されたことで、安定した業務遂行が可能になった。		総務課
128	総合的な人事管理制度	昇任試験制度の導入	検討		協議	→	方針決定		×	導入の有効性と手法の検討		現在、人事評価制度を構築中であるため。	総務課
129	福利厚生事業の点検・見直し	職員の健康管理に関する事業など、市民の理解が得られる適正な範囲で事業を実施する。	実施	実施	→	→	→	→	○	○職員健診と保健指導 ・国分庁舎、隼人庁舎、総合支所、消防局ごとに16日実施。 ・職員健診の項目が特定健診の項目を満たすよう実施している。VDT作業従事者健診を実施しないことにより健診項目の見直しを行った。 ・健診後結果説明のうえ、保健指導・栄養士指導を実施。 ○共済組合人間ドック受診者への助成事業 ・市より互助会を経由して助成を行っている。 ○石綿健診 ・石綿による健康被害が危惧される職員を対象に実施。 ○安全衛生委員会 ・国分庁舎、隼人庁舎、5総合支所、消防局の各事業場ごとに設置。職場巡視や職員の安全と健康管理について協議。 ○長時間労働者の管理 ・長時間労働の職員を対象に健康相談、希望等により産業医の面接指導を実施する。	・健診項目の見直しにより支出が抑えられた。 ・職員健診項目と特定健診の項目を合わせたため、特定健診をスムーズに実施できた。		総務課
130	給与等の状況の公表	『霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例』に基づき、広報誌やホームページ等を活用して、毎年度、給与の状況を公表する。 （給与、各種手当、福利厚生事業）	実施	実施	→	→	→	→	○	「広報きりしま」平成21年3月号にて平成20年4月1日現在の状況を公表 ホームページにおいては、広報きりしまと同様の内容と、国の標準様式により平成20年4月1日現在の状況を公表	霧島市職員の給料、手当、職員数、勤務条件、休暇、福利厚生、処分等を公表し、透明性のある人事行政を示すことができた。		総務課
132	人材育成の推進	女性職員の登用	実施	実施	→	→	→	→	○	1．平成20年4月の定期異動において、管理監督者へ女性職員の昇格を行う。 管理職（部長、次長、課長級）への昇給　20名 うち女性職員　1名 補佐、係長級への昇格　29名 うち女性職員　4名 2．平成20年8月、10月人事異動 管理職（部長、次長、課長級）への昇給　2名 うち女性職員　0名 補佐、係長級への昇格　1名 うち女性職員　0名 3．平成21年1月異動　昇格者なし			総務課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
133	人材育成の推進	権限移譲等新たな行政課題に対応できる専門職の育成・確保	実施	実施	→	→	→	→	○	研修派遣や県職員の業務支援派遣等により専門職の育成・確保を図る。 ◎研修派遣（県へ） 鹿児島県商工労働部観光課及びかごしま遊楽館、 総務部市町村課、土木部建築課、 姶良伊佐地域振興局建設部土木建築課 ◎研修派遣（国） 農林水産省、総務省 ◎業務支援派遣（県から） 建設部建築指導課、保健福祉部生活福祉課、 農林水産部農林水産政策課			総務課
134	人材育成の推進	各種研修の充実 （接遇向上のための研修、コンプライアンス意識向上のための研修、民間企業・地元大学等における研修）	実施	実施	→	→	→	→	○	平成20年4月14・15日 「新規採用職員研修」（新規採用職員）　10名 平成20年6月30日 「人権同和問題研修」（管理監督者）　201名 平成19年7月23日 「人材育成のための人事評価制度のあり方」 （管理監督者）　149名 平成20年8月21日 「メンタルヘルス研修」（一般職員）　98名 平成20年8月27・28日 「コーチング研修」（課長補佐・係長級職員）　62名 平成20年9月10・11・17日 「クレーム対応研修」（一般職員）　85名 平成20年9月18日 「交渉力向上研修」（一般職員）　33名 平成20年10月15日 「メンタルヘルス研修」（管理監督者）　39名 平成20年12月19日、平成21年2月27日 「パソコン研修（アクセス初級編）」　40名 平成21年1月15・16日 「法制執務研修」（一般職員）　27名 平成21年2月19日 「問題解決手法研修」（一般職員）　15名 平成21年2月20日 「プレゼンテーション研修」（一般職員）　16名			総務課
137	公正の確保及び透明性の向上	出前講座の実施	実施	協議	要綱策定	実施			○	「霧島市出前講座実施要綱」を平成20年4月1日付で制定した。 平成20年4月に、広報誌4月号で54講座を紹介するとともに本庁・各総合支所に案内文書を置き、ホスターを掲載し広報した。そして、出前講座の申込みを受け付け、講師を派遣した。 8月には「ストップ！地球温暖化講座」、「霧島市環境基本計画講座」の2件を加し、56講座とした。	平成20年度は56講座（当初54講座、途中2講座追加）を開設した。 その1年間の実績は、講座開催数169回、延べ参加人数7,124人であり、56講座中31講座を開催した。 市職員が地域に出向き説明することで、市民等に市政に対する理解を深めてもらうとともに、市政の充実及び意識啓発を図ることができた。		広報広聴課
138	公正の確保及び透明性の向上	行政評価結果の公表	実施		準備	実施	→	→	○	１７６の事務事業について、政策体系別、組織別に分類してホームページで公表した。 また、情報コーナーにも評価シートを置いた。	公表するにあたり、事務事業評価シートの再点検を行うことでシート作成における精度が向上した。		行政改革推進課
139	公正の確保及び透明性の向上	外部監査の導入	検討		協議	方針決定			○	この制度の導入に係る考察を行った。	この制度は、地方自治体の透明性の向上を図る観点から平成10年10月1日から施行されたものであるが、全国的な導入状況は、制度の導入が任意である指定都市及び中核市以外の市区町村では、包括外部監査契約が14団体、個別監査契約が4団体であり、積極的に導入が進んでいる状況ではなく、またこの制度の導入に際しは、多額の経費がかかる事から、導入している団体によっては評価が分かれている。 以上のような事から総合的に評価して本市おける本制度の導入の方針としては、市政の透明性の確保の観点からは効果があると思われるが、多額の経費が係るため現時点での導入はしないこととする。		行政改革推進課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
140	個人情報保護の徹底	情報等の提供にあたっては、霧島市個人情報保護条例に基づき個人情報保護の徹底を図る。	実施	実施	→	→	→	→	×	職員研修は実施できなかったが、個人情報保護条例に基づく附属機関「霧島市個人情報保護審議会」を設置し、市が保有する個人情報の収集の形態、目的外利用又は提供のあり方、オンライン結合処理制限の例外に関して、審議会の意見を聴き、評価を得た。		研修による職員の日常業務への負担を減らすため、毎年全職員を対象とした研修を実施することは困難。	総務課
141	電子自治体の推進による住民サービスの向上	地域情報化計画の策定・推進	実施	協議	計画策定	実施	→	→	○	・電子入札の推進については、一部実施。 ・議会中継放送の拡充については、平成20年第2回定例会（6月議会）から生中継・録画中継を実施。 ・ブロードバンド未整備地域（NTTの交換局単位で7地域）への対策については、平成20年7月に、ブロードバンド未整備地域の交換局へADSL方式での整備工事を行う通信事業者（関西ブロードバンド㈱）を決定した。平成21年3月末には、今回整備した地域へブロードバンド環境でのインターネットサービスを開始。	本市のブロードバンド未整備地域（NTTの電話交換局単位で7地域）において、ブロードバンド環境が整備され情報通信格差の是正が図られた。		情報政策課
142	電子自治体の推進による住民サービスの向上	電子申請システムの充実	実施	実施	→	→	→	→	○	平成20年4月1日から「道路占用工事着手届」「道路占用工事しゅん工届」「道路占用許可証」「道路占用承継届」「道路占用者氏名（住所）変更届」「道路占用期間短縮（廃止）届」の電子申請手続きを開始した。 平成21年1月15日から「特定非営利活動法人設立認証申請」「特定非営利活動法人設立登記完了届出」「特定非営利活動法人役員変更届出」「特定非営利活動法人定款変更認証申請」「特定非営利活動法人定款変更届出」「特定非営利活動法人事業報告書等提出」の電子申請手続きを開始した。 電子申請の利用促進を図るため、住民税の特別徴収義務者（企業等）へ、電子申請システムの「特別徴収に係る給与所得者異動届出」の利用促進のチラシを配布した。また、同届出のポスタを本庁及び各総合支所へ掲示した。	利用できる電子申請項目が拡充した。また、電子申請システムの利用促進が図られた。		情報政策課
143	電子自治体の推進による住民サービスの向上	電子入札の導入	実施		準備	一部実施	→	実施	○	建設部門については、平成19・20年度にかけて準備をし、20年度の後半に一部実施した。平成21年度は、条件付一般競争入札を土木A級・Ⓑ級・B級、建築A級、舗装A級の格付の業者を対象に実施している。	発注側からの成果としては、評価するには時期尚早ではあるが電子入札の導入で落札率の高止まりや談合を防止することには、直接つながらないけど入札事務の正確性は確保できた。受注者側から評価した場合は、入札に係るコスト削減につながった。また、環境負荷の課題について、移動コストが不要になることで二酸化炭素の発生を抑制できた。		契約課
144	電子自治体の推進による住民サービスの向上	住基カードの充実・サービスの付加	検討	協議	→	→	方針決定		×	平成21年2月20日（金）霧島市電算システム管理運営委員会において、住基カード概要や他市の事例について報告説明。特に印鑑登録を中心とし、自動交付機に対応している霧島市民カードを住基カードに置き換えた場合について問題点を説明する。 委員会の名称　霧島市電算システム管理運営委員会 構成メンバー　職員で構成する委員会　16名		印鑑登録や住民票等の証明書の交付を自動交付機を導入し、県下で最初に開始したのが旧牧園町（H6.4.1）、2番目が旧国分市（H9.1.6）であり、磁気ストライプを使用したカードが既に導入されていた。合併に伴い霧島市民カードが誕生したが、利便性から旧市町のカードも有効とし、3種類の自動交付機対応のカードが現存している。このことから、住基カードを4番目のカードとして磁気ストライプを利用し現存するカードと併用して使用するのか、新たにICチップを利用して住基カードのみを有効とするのか、利便性、コストを考えた時に結論が出せないところである。	市民課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
145	歳入確保に向けた全庁的な取組み	市税等の滞納整理や、自主財源の確保等に係る取組みを一元的に管理するため、歳入確保対策本部を設置し、各種取組みの進行管理等を行う。	実施		実施	→	→	→	○	平成20年度第1回歳入確保対策本部（平成20年4月18日（金）） 議題：平成20年度3月31日までの徴収状況及び平成19年度出納整理期間の徴収体制について　ほか 平成20年度第2回歳入確保対策本部（平成20年7月7日（月）） 議題：市税、保育料及び住宅使用料に係る平成19年度徴収実績について 使用料等の見直しについて 平成20年度第3回歳入確保対策本部（平成20年8月6日（水）） 議題：市税、保育料及び住宅使用料に係る平成20年度徴収計画について コンビニエンスストアによる市税等の徴収について 平成２０年度第4回最終確保対策本部（平成20年12月1日（月）） 議題：コンビニエンスストアによる市税等の徴収について			財政課
146	市税等の収納率向上	市税等確保推進ワーキンググループの設置・運営	実施	実施	→	→	→	→	○	平成２０年4月１4日　ワーキンググループ会議開催 １9年中の取組みと徴収強化月間（4月～5月）におけるこれまでの取組みと今後について協議 平成２０年4月１8日　歳入確保推進本部に4月１4日の結果を報告し今後について協議 平成２０年7月7日　歳入確保推進本部に平成１9年度の結果を報告し平成２０年度年間徴収計画等を協議 平成２０年8月4日　ワーキンググループ会議開催 平成２０年度の年間徴収計画等について協議 平成２０年9月１2日　徴収担当者会議を開催	年間徴収計画に基づき 文書・電話による催告の実施 徴収強化月間における関係課との連携による夜間訪問徴収の実施 連携課：本庁「税務課、保険年金課、高齢・障害福祉課」　各総合支所においては地域振興課税務ｸﾞﾙｰﾌﾟを中心にグループ制や管理職との連携により実施		収納課
147②	市税等の収納率向上	課税客体の見直し（市民税（個人市民税））	実施	準備	実施	→	→	→	○	昨年分の給与支払報告書の提出があった全事業所に、給与支払報告書総括表を発送するとともに、特別徴収の催促の文書を送付。	平成２０年度 ・全納税義務者　５３，４５６人 ・うち納税義務者（特別徴収）　３１，０４０人 ・うち納税義務者（普通徴収）　２２，４１６人 ・特別徴収率　５８．０％ 平成２１年度 ・全納税義務者　５３，３１９人 ・うち納税義務者（特別徴収）　３１，１４２人 ・うち納税義務者（普通徴収）　２２，１７７人 ・特別徴収率　５８．４％		税務課
148	市税等の収納率向上	滞納整理体制の強化	実施	実施	→	→	→	→	○	年間徴収計画に基づく計画的な滞納整理業務の実施　「徴収強化月間9月・１2月・4月・5月」 市町村アカデミーへの職員研修派遣　3名 東京税務協会主催の東京税務セミナーへの職員研修派遣　2名 滞納整理業務の専門部署の設置　「収納第3グループの設置：平成２０年4月1日」	年間徴収計画に基づく計画的な滞納整理業務の実施　「徴収強化月間9月・１2月・4月・5月」 差押件数　平成１9年度　２２５件　平成２０年度　４３２件 市町村アカデミー・東京税務セミナーへの職員研修派遣による職員のレベルアップ 収納第3グループによる捜索・インターネット公売・不動産公売など新たな取組みの実施		収納課
149	市税等の収納率向上	収納体制の充実	実施	実施	→	→	→	→	○	徴収強化月間における関係課との連携による夜間訪問徴収の実施　「徴収強化月間9月・１2月・4月・5月」 連携課：本庁「税務課、保険年金課、高齢・障害福祉課」　各総合支所においては地域振興課税務ｸﾞﾙｰﾌﾟを中心にグループ制や管理職との連携により実施	徴収強化月間における関係課との連携による夜間訪問徴収の実施　「徴収強化月間9月・１2月・4月・5月」 連携課：本庁「税務課、保険年金課、高齢・障害福祉課」　各総合支所においては地域振興課税務ｸﾞﾙｰﾌﾟを中心にグループ制や管理職との連携により実施		収納課
150	住宅使用料の収納率の向上	住宅使用料確保推進ワーキンググループの設置・運営	実施	実施	→	→	→	→	○	収納対策について随時検討を行った。	各総合支所とも連携を図りながら、収納率の向上に向けた取り組みを行った。		建築住宅課
151	住宅使用料の収納率の向上	収納率向上のための方針策定	実施	協議	基準策定	実施	→	→	○	法的措置の判定基準により、明渡し訴訟等を行った。また、納期内納付に努めた。	明渡し訴訟9件を行った。また、納期内納付のため督促・催告通知や個別訪問徴収を行い現年度徴収率９７．５３％（平成１9年度９７．２２％）対前年度比０．３１％の成果。		建築住宅課
152	住宅使用料の収納率の向上	収納体制の強化	実施	準備	実施	→	→	→	○	新規入居者を口座振替の勧奨を行う。 また、法的措置を判定基準に基づき実施した。	法的措置等を行うための手続について、実務を通じて定着しつつある。		建築住宅課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
153	保育料の収納率の向上	保育料確保推進ワーキンググループの設置・運営	実施	実施	→	→	→	→	○	・保育料確保体制のための会議開催　平成２０年７月４日(構成メンバー：部長・関係課長・各総合支所課長・各公立保育園長) ・ワーキンググループ構成員による訪問徴収（７８戸）	・保育料確保推進ワーキンググループを開催し、各総合支所及び各公立保育園を含めた保育料訪問徴収の強化により、徴収率の向上が図られた。		児童福祉課
154	保育料の収納率の向上	徴収基本方針の策定・推進	実施	実施	→	→	→	→	○	・(現年度滞納への取り組み) 督促状の毎月発送、管理職（ワーキンググループ構成員)による訪問徴収の実施、現年度徴収強化期間の設定 ・(過年度滞納への取り組み)　給与差押予告通知の発送、過年度徴収強化期間の設定 ・(現年度及び過年度滞納への共通した取り組み)　催告状発送(２回発送済み)、２人１組による訪問徴収の徹底（1,901件実施済み)、徴収の日の設定(毎月２５日に悪質滞納者への訪問徴収徹底)、児童手当窓口払い納入相談３回実施済み(６月・１０月・２月)、児童扶養手当窓口払い納入相談３回実施済み(４月・８月・１２月)、保育園入所時及び保育料相談時に保育料口座振替勧奨、保護者への公立保育所及び市民サービスセンター(コア・よか)による収納業務の案内文書配布、園への期限内納付の啓発ポスターの掲示長)	・平成20年度は5月末日現在での平成20年度徴収率97.6%、3月末日現在での過年度分徴収率28.6%と、徴収基本方針に掲げる徴収率目標を達成した。		児童福祉課
155	保育料の収納率の向上	収納体制の強化	実施	実施	→	→	→	→	○	・口座振替制度の勧奨 　保育料相談時の周知。入所時等における納付書の発送時に口座振替制度の案内文を同封。 ・督促・催告状の発送　督促状は月１回（年１２回）。催告状は年３回（５月・１０月・３月) ・訪問徴収　(1,901回実施) ・財産調査の実施（対象者138件、対象調査機関数24社) ・給与差押予告通知の発送(本人通知３件、勤務先への給与照会２件)	・平成20年度は5月末日現在での平成20年度徴収率97.6%、3月末日現在での過年度分徴収率28.6%と、徴収基本方針に掲げる徴収率目標を達成した。		児童福祉課
156	保育料の収納率の向上	保育園における直接収納の検討	実施	準備	一部実施	→	→	→	○	・市内公立保育園において収納業務を行っている。 ・私立保育園においての直接収納が導入出来ないか検討中。	・公立保育園での直接収納により多様化する市民生活に対応した納付環境が整備された。（4/1～3/31実績：納付件数33件、保育料収納額554,050円) ・平成20年度は5月末日現在での平成20年度徴収率97.6%、3月末日現在での過年度分徴収率28.6%と、徴収基本方針に掲げる徴収率目標を達成した。		児童福祉課
157	使用料。手数料等の見直し	使用料・手数料の見直し	実施	計画策定	準備	→	→	一部実施	×	平成20年度第２回歳入確保対策本部（平成20年７月７日（月））において、『公の施設に関する使用料の見直し方針及び改定基準（案)を提案する。 使用料に係る年間の総コスト額を把握するために、各課等において「使用料の原価積算表」の作成を行う。		利用時間の設定の捉え方や類似施設の単価の調整、総コストの使用料への転換方法などについて、「使用料の原価積算表」や「公の施設に関する使用料の見直し方針及び改定基準」等をもとに調整しているが、類似施設が多数ある施設の調整に相当な時間を要しているため。	財政課
158	使用料。手数料等の見直し	減免基準の見直し	実施		準備	→	→	実施	×	平成20年度第２回歳入確保対策本部（平成20年７月７日（月））において、『公の施設に関する使用料の見直し方針及び改定基準（案)を提案し、その内容に減免の基準を掲載する。		減免については、使用料の見直しと平行して検討する方が効率的であることから、当該見直しと併せて検討をしているため。	財政課
160	新たな財源の確保	印刷物への広告掲載（広報誌含む）	実施	準備	実施	→	→	→	◎	○封筒（会計課） 　広告代理店が広告主を募集し広告掲載した封筒の寄附を受ける方式で実施した。 ○市民便利帳（行政改革推進課） 　「霧島市市民便利帳」無償製作等実施事業者を公募し、市が行政情報の提供と監修を行い、業者が広告収入で編集、印刷製本、配付を行う。 ○ゴミだしカレンダー（環境衛生課） 　「霧島市広告掲載印刷物の寄附の取扱に関する要領」を策定して、広告代理店が広告主を募集し広告掲載した印刷物の寄附を受ける方式で実施予定。	○封筒 　「霧島市広告掲載封筒類の寄附に関する取扱要領」を策定して、広告代理店が広告主を募集し広告掲載した封筒の寄附を受けた。（大封筒15万枚、中封筒10万枚） ○市民便利帳 　「霧島市市民便利帳」無償製作等実施事業者を公募し、応募のあった1社と共同発行の協定を締結し、広告収入により市民便利帳を発行した。（7万部） ○ゴミだしカレンダー 　「霧島市広告掲載印刷物の寄附の取扱に関する要領」を策定して、広告代理店が広告主を募集し広告掲載したゴミだしカレンダーの寄附を受けた。（124千部）		行政改革推進課 広報広聴課 関係課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
162	新たな財源の確保	職員駐車場のあり方の見直し	検討	協議	→	→	方針決定		○	課題等を抽出した。また、他自治体及び周辺民間事業所の調査を行った。			管財課
163	新たな財源の確保	公共施設への看板等広告掲出の検討	検討	調査研究	→	方針決定・要領作成			×	広告物掲出の可能性のある施設として検討してきた国分駅東西自由通路及び国分中央歩道については、両施設とも市道として管理することから、道路法及び屋外広告物条例等に照らした慎重な検討が必要となった。		広告物掲出の可能性のある施設として検討してきた国分駅東西自由通路及び国分中央歩道は、両施設とも市道として管理する（施設を所管する課の変更があった。）ことになり、道路法及び屋外広告物条例等に照らした慎重な検討が必要となった。	行政改革推進課 関係課
164	新たな財源の確保	ネーミングライツの導入	検討	調査研究	→	方針決定・要領作成			○	一般的にネーミングライツの対象施設としては、①不特定多数の市民が利用し、メディアへの露出も含め広告効果が見込める施設、②施設の設置目的から企業のイメージアップにつながるとともに、利用者の増加や施設の有効活用が期待される施設とされている。 また、導入についての課題として、①「公の施設」の広告媒体化を快としない見方、②企業名ばかりが目立つことにより、施設の場所や機能がわかりづらい、③他企業のスポンサーとなるイベントが実施しにくい、④契約企業が不祥事を起こした場合のイメージダウン、⑤大都市圏以外の地域ではスポンサー企業を探しにくい等が指摘されている。 そして、ネーミングライツが他の広告事業との大きな違いは、看板、道路標識の変更やパンフレット等の印刷などの経費がかかることが挙げられる。この様なことから霧島市での導入方針の検討を行った。	上記の内容に加え霧島市においては、公の施設へのネーミングライツ導入の可能性について、平成19年度に民間企業の意見聴取を行ったが「霧島市の施設への可能性は低い」との指摘も受けている。更に、近年においては世界的な経済不況により、募集しても応募が無い状況が全国各地に見られるようになっている。 以上のような事から現時点においてはネーミングライツの導入は行わない事とする。		行政改革推進課 関係課
165	新たな財源の確保	イベントスポンサーの導入	検討	調査研究	→	方針決定・要領作成			○	先進地の事例を調査（行政主催のイベントでの事業協賛事業は他の自治体では積極的な取り組み事例がない。）及び実行委員会組織で実施されているイベントへの統一的な要項作成の取りくみについての考察を行った。	行政が実施主体として開催しているイベントについては、対象者が限定されていることが多く、広告媒体としては見込めないためか全国的にも取組例が少なく、実施要領等の確認はできていない。 また、市内で開催されてきた広く市民を対象とした祭り等の各種イベントについては、実施主体を地域の実行委員会で進めてきており、それぞれの地域の理解者の協賛を集めながら実施されてきた経緯があり、市が行うような「霧島市広告事業等実施要綱」や「霧島市広告掲載等基準」の適用は困難と思われる。 以上の事に加え広告事業の取り組みが増えている現状では広告主確保が困難となっており、イベントスポンサーの導入方針としては、既存のイベントのについては現状どおりとするとともに、市が主催するイベントについても現時点での導入はしないこととする。		行政改革推進課 関係課
166	新たな財源の確保	法定外目的税の導入	検討	協議	→	→	→	→	○	○以下のような情報を入手し、課内協議を行ったが、課税するまでには至らなかった。 平成２１年３月現在、法定外普通税･目的税の課税件数は全国で５６件であり、うち３４件が法定外目的税であるが、ほとんどが産業廃棄物関連の税と核燃料関連の税である。また、５６件のうち市町村は１２件であり、約５分の４は都道府県である。 県内では、県の産業廃棄物税、核燃料税と薩摩川内市の使用済核燃料税の３つだけである。 また、現在の景気減速の状況下において、市民や企業に新たな「税」負担を納得してもらうことは、困難ではないかと考えて			税務課
167	新たな財源の確保	ミニ公募債の導入	検討		協議	→	→	→	○	平成20年８月５日（火） 研修視察 宮崎市 ○ メリット： 市民の市政参加の機会を創出できることや、全国統一の発行条件･募集方法ではないこと、独自の愛称を付すことが出来るなど、市の独自性を打ち出すことが出来る。 ○ デメリット： 専門的な発行ノウハウ等の蓄積が求められることから、公募債の発行に際し専門性が強くなる。			財政課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
168	市有財産の有効活用	未利用財産の有効活用 （庁舎空きスペース活用含む）	実施	協議	協議・方針決定	→ 一部実施	→ →	→ →	○	●未利用財産の有効利用 平成19年度に市議会行財政改革調査特別委員会の現地調査時に意見をもらい、また、霧島市公有財産取得処分等委員会に諮り、処分できる未利用地については、売却処分することとなった。 平成20年度に未利用財産と貸付をしている財産の洗い出しを行い、未利用財産のうち処分できるものから売却処分することとし、処分できる土地については、境界復元測量及び隣接地との境界確定できた土地の売却処分手続きをしている。事業用地として取得された未利用地の土地の状況については、事業目的に基づき取得課等で協議する。 ●庁舎空きスペースの有効活用 平成２０年度においては、新たな需要がなかった。			管財課
169	市有財産の有効活用	未利用財産の処分	実施	準備・一部実施	→	→	→	→	○	平成19年度に市議会行財政改革調査特別委員会の現地調査時に意見をもらい、また、霧島市公有財産取得処分等委員会に諮り、処分できる未利用地については、売却処分することとなった。 平成20年度は、処分できる未利用地のうち3筆を一般競争入札に付し未利用財産の処分を図った。	平成20年度中に未利用地3筆を処分（売却）するため、一般競争入札に付したが落札されなかったなどの理由により処分（売却）までいたらなかった。		管財課
170	市有財産の有効活用	信託制度の検討	検討		協議	→	方針決定		×	信託制度について研究をした。		地方公共団体が、信託制度をどのように導入し活用するかさらに検討が必要。	管財課
171	歳出削減のための全庁的な取組み	『霧島市経営健全化計画』の数値目標達成を全庁的に推進するため、歳出対策本部を設置し、歳出削減に向けた取り組みの進行管理を行う。	実施	実施	→	→	→	→	○	○平成20年度第1回歳出対策本部の開催（H20.7.22　平成19年度の取組状況報告及び平成20年度計画の内容説明協議） ○経常経費削減に向けて各作業部会で検討作業を開催（賃金、委託料、公用車） ○平成21年度予算編成要領による取組 ・普通建設事業費を平成20年度当初予算額（一般財源ベース）の90%の範囲内とした。 ・経常的経費を平成20年度当初予算額（一般財源ベース）の90%の範囲内とした。 ・市単独団体の運営補助金については、「補助金見直し指針」に基づき、見直しをしてもらうこととした。	「歳出対策本部」「経常経費検討ワーキンググループ」をとおして、「霧島市経営健全化計画」の数値目標達成を全庁的に推進した。 ★平成２１年度当初予算一般財源：346億円（普通会計） ・平成１８年度予算一般財源：352億円（普通会計）に対して6億円削減 ★機械警備委託料の地区別指名競争入札による削減：1,733万円		財政課
172	扶助費の適正化	少子高齢化の進行等に伴い経費の増加が見込まれるが、本市独自の制度を見直すことにより、増加額を最小限にとどめる。	実施	計画策定	実施	→	→	→	×	市単独扶助費の縮減に向けて、1つ1つの扶助費の検討を各課で行ってもらった。 （平成21年度当初予算編成方針においては、全て見直した上で、適切な見込額を計上してもらった。）	★制度等の見直しなし。	市単独扶助費を所管している各課において、調査・検討に時間を要している。	財政課
173	公債費の抑制	新規借入れの抑制を行うことにより、市債残高を計画的に縮減する。	実施	計画策定	実施	→	→	→	○	「霧島市経営健全化計画」にも掲げているように、新規の借入を償還元金の範囲内に抑制する。	平成20年度公債費の償還元金が、決算見込で77億2,300万円である。 それに対して、平成20年度市債借入額は、決算見込で57億円である。 「経営健全化計画」では、平成20年度計画を61億円としており、計画を4億円下回っている。 また、平成19年度から財政融資資金等で補償金なしの繰上償還ができることとなったため、平成20年度約5億円の繰上げ償還を行った。		財政課
174	補助金等の見直し	補助金等の創設及び見直しにあたっては公益性、公平性、公正性、妥当性、有効性、効率性及び透明性等の検証を行うとともに、真に必要と認められるものについては、積極的な支援を行う。	実施	計画策定	実施	→	→	→	○	平成18年度に「霧島市補助金等交付指針」を策定し、3年を超えない範囲内で補助金等の充実、整理廃止その他の見直しを行うこととしている。平成20年度が3年目となっている補助金については、平成21年度予算編成要領において、「市単独団体の運営補助金」の見直しを行ってもらうこととした。	「市単独運営補助金」の見直しにより、約3,000万円の削減を行った。 （運営補助金を中心として、個々の補助金を精査する。） 主なものとして、事業費の見直しによる補助金の縮減（道義高揚・生涯学習推進協議会、シルバー人材センター、商工会育成、霧島市体育協会等）		財政課

番号	方策	取組内容	区分	実施期間					H20進捗	平成20年度の取組状況	成果	H20の計画通り進まなかった理由	主担当
				18	19	20	21	22					
175	その他経費全般にわたる見直し	公共工事のコスト縮減	実施	計画作成	実施	→	→	→	◎	・平成20年5月12日　第1回委員会開催 （1）霧島市公共工事コスト縮減に関する実績について （2）建設発生土ストックヤードについて ・平成20年5月22日　霧島市公共工事担当職員研修会 コスト縮減への取組とその実績について ・平成20年11月26日　第2回委員会開催 （1）霧島市公共工事コスト縮減に関する実績について	平成21年　3月31日現在の実績（検査実績より） ・工事完成検査件数　489件 ・工事完成　金額　5,076,672千円 ・コスト縮減件数　156件　縮減対象率　31.9% ・コスト縮減金額　355,497千円　縮減率　6.54% 主な具体的施策 建設副産物（建設発生土）対策→工事間の流用 設計方法の見直し　→比較設計の充実		検査課
176	その他経費全般にわたる見直し	入札制度の改善	実施	協議・規程作成	実施	→	→	→	◎	一般競争入札については、平成19年度から実施し、目標は達成したが、平成20年度からは、新たに総合評価方式（簡易型）による一般競争入札を試行的に1件実施した。	価格競争に拠らない総合力評価と価格評価による入札制度を試験的に導入したことは、談合防止面から成果があったと推察される。		契約課
177	その他経費全般にわたる見直し	他会計繰出金等の見直し	実施	計画策定	実施	→	→	→	○	「霧島市経営健全化計画」において、「簡易水道事業繰出金等の削減」、「下水道事業繰出金（市単独分）の削減」、「国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業）等の見直し」を掲げている。それぞれの繰出金について、繰出基準等の見直しを行っていく。	平成20年度普通交付税算入額（実績）に基づく平成20年度繰出金の支出 ・簡易水道事業繰出金：平成20年度決算見込（企業債繰上償還に伴う繰出金は除く）9，600万円（平成19年度繰出金1億1,000万円） ・下水道事業繰出金：平成20年度決算見込5億8，200万円（平成19年度繰出金6億500万円） ・国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業）：平成20年度決算見込2億4,100万円（平成19年度繰出金2億8,700万円）		財政課
178	その他経費全般にわたる見直し	特別会計の見直し（9特別会計）	実施		実施	→	→	→	×	制度改正により後期高齢者医療特別会計を新設した。	★特別会計（6特別会計→7特別会計）	制度改正に対応し、特別会計が増加した	財政課
179	その他経費全般にわたる見直し	公社等外郭団体の財政支援の見直し	実施		実施	→	→	→	○	平成21年度当初予算編成にあわせて、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の運営費の見直しを行う。	霧島市土地開発公社の経営の健全化を図るため、土地開発基金への積み増しを行った。また、他団体に対しても、予算編成時に、より一層の歳出削減に向けた取り組みや財源確保策について、検討してもらうよう要請した。		財政課
180	公会計制度の整備	バランスシートの作成	実施	実施	→	→	→	→	×	普通会計ベースでの平成19年度末現在のバランスシートを作成し、広報誌やホームページで公表した。		連結ベースでのバランスシートの作成を予定しているが、準備に時間を要し、環境が整っていない。	財政課
181	公会計制度の整備	行政コスト計算書の整備	実施		実施	→	→	→	×	普通会計ベースでの平成19年度末現在の行政コスト計算書を作成し、広報誌で公表した。		連結ベースでの行政コスト計算書の作成を予定しているが、準備に時間を要し、環境が整っていない。	財政課
182	公会計制度の整備	資金収支計算書の整備	実施			実施	→	→	×			連結ベースでの資金収支計算書の作成を予定しているが、準備に時間を要し、環境が整っていない。	財政課
183	公会計制度の整備	純資産変動計算書の整備	実施			実施	→	→	×			連結ベースでの純資産変動計算書の作成を予定しているが、準備に時間を要し、環境が整っていない。	財政課
184	資産・債務改革の実施	資産・債務改革の計画策定・推進	実施		協議・計画策定	実施	→	→	○	「霧島市経営健全化計画」にも掲げているように、新規の借入を償還元金の範囲内に抑制し、繰上償還が可能なものについては、財源が許す限り繰上償還を行う。	「経営健全化計画」では、平成20年度末地方債残高を791億円としている。 それに対して、平成20年度末地方債残高見込は763億7,200万円であるため、見込額を下回っている。 また、平成20年度から財政融資資金等で補償金なしの繰上償還ができることとなったため、今年度約5億円の繰上げ償還を行った。		財政課
185	枠予算配分の実施	枠予算配分方式の導入	実施				実施			平成21年度当初予算編成にあたり、経常経費の部別枠配分方式を導入した。			財政課